

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 26 年 12 月 22 日 (月)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 01 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、佐々木 (秩) 副委員長、千葉・安斎・小貫・松田・ 鈴木・酒井・佐々木 (茂) 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「学校再編に向けた取組状況について」

○（教育）主幹

学校再編に向けた取組状況について報告いたします。

資料 1、学校再編に向けた統合協議会等の概要をごらんください。

9月18日に開かれた学校適正配置等調査特別委員会以降の状況としまして、「1 手宮地区小学校統合協議会関係」ですが、9月25日に第5回統合協議会が開催されました。学校づくり部会及び校名・校歌・校章に関する部会の開催概要について、各部長から報告があった後、校名候補の選定について協議に入りました。

まず、出席委員が校名候補についての考えや推薦する校名候補及びその理由などについて意見を出し合い、その後、協議の結果、表記した2点が決定されました。

1点目、現在の校名である手宮小学校とする案については、平仮名表記も含め、4校を統合して新しい学校としてスタートする観点や、校名案を公募した趣旨などから、全会一致で校名候補としないこと。

2点目、協議会として、一次選考された校名候補をさらに絞り込むべきではないかという意見もありましたが、各委員の思いが強いことから、部会で選考した6案を校名候補とすること。以上であります。

校名候補について委員から出された意見の概要としましては、4校が一緒になり新しい学校としてスタートすることから、手宮を入れない校名としたほうがよいという意見や、手宮にこだわらないという意見もありましたが、手宮という地域の歴史や、本市の小学校は全て地名にちなんだ校名となっていること、どこにある学校かわかるほうがよいといった理由から、手宮を含んだ校名とすべきであるという意見が大勢を占めた状況でありました。

また、手宮を含む校名とすべきとの委員においては、おおむね手宮中央で意見が集約されていたと考えております。一方、手宮を含まない校名とすべきとの委員にあっては、意見が分かれた状況でありました。

この第5回統合協議会での協議結果について、10月30日に開催された教育委員会第10回定例会で報告後、統合校の校名について協議し、校名を小樽市立手宮中央小学校と決定したところであります。また、この件に関しては、今定例会に小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案として提案し、先日の総務常任委員会で御審議いただいたところであります。

次に、10月27日に第1回学校支援部会が開催されました。

協議概要ですが、統合による新たな通学路の安全確保に向け、主な通学路や注意箇所などについて意見交換し、今後、現地確認を行い、必要な対策を検討していくこととしたほか、学校と地域との連携や統合校のPTA組織について記載のとおり協議が行われております。

次に、11月27日に第2回学校づくり部会が開催されました。

協議概要ですが、新しい学校づくりに向けた基本的な考え方について協議し、地域の歴史と伝統を引き継ぎ、地域のコミュニティの中心となって活動する学校をつくるという考えに立ち、グランドデザインを基に「学力向上」「豊かな心の育成」及び「体力向上」に向けた教育活動を進める、学校支援ボランティアや地域の方と連携し、地域の特性を生かした教育活動を進めるなどの部会案がまとめられました。

また、児童の事前交流については、色内小学校と手宮小学校との交流の報告など、記載のとおりであります。

次に、「2 色内小学校・稲穂小学校統合協議会関係」ですが、11月25日に第3回学校づくり部会が開催されま

した。

協議概要ですが、新しい学校づくりに向けた基本的な考え方について協議し、各校で取り組んでいる特色を柱に学校づくりを推進すること、また、新しい学校づくりのテーマを設け、児童、教職員、保護者、地域が一体となって学校づくりに取り組んでいくとする部会案がまとめられました。

また、児童の事前交流については、稲穂小学校の施設見学の報告とともに、今後の取組について協議し、統合校の校名等については記載のとおり、次回の部会で部会としての考え方をまとめることとしております。

次に、「3 塩谷中学校・長橋中学校統合協議会関係」ですが、10月28日に第2回学校づくり部会が開催されました。

協議概要ですが、新しい学校づくりに向けて記載のとおり意見交換を行ったほか、統合校の校名、校歌及び校章について協議し、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画において、今後、忍路中学校との統合も計画されていることなどから、塩谷中学校と長橋中学校との統合に際しては、長橋中学校の校名、校歌及び校章を使用する部会案がまとめられました。

次に、「4 北山中学校・末広中学校統合協議会関係」ですが、11月10日に第1回統合協議会が開催されました。

協議概要ですが、まず、協議会の設置要綱を決定した後、会長及び副会長が選出されました。

また、協議の進め方として、協議会に部会を設置し、原案や考え方をまとめ、協議会に諮り、進めていくことを基本とする旨、了承されました。

また、部会の設置については、これまでの協議会の事例を参考に協議したところ、「学校づくり部会」「学校支援部会」「校名・校歌・校章に関する部会」の3部会を設けることとし、部会構成員については、正副会長に一任することが了承されました。

また、今後の協議スケジュールについてであります。今年度は、制服等の統一や統合校の校名について協議していくこととなりました。

最後に、そのほかの報告資料についてであります。資料2としまして、手宮地区小学校統合協議会ニュース第5号を、資料3としまして、北山中学校・末広中学校統合協議会ニュース第1号を添付いたしました。

○委員長

「菁園中学校における指定校変更の制限について」

○（教育）学校教育課長

菁園中学校における指定校変更の制限について報告いたします。

資料4、菁園中学校における指定校変更の制限についてをごらんください。

本件は、菁園中学校において、近年、指定校変更による入学希望者が増加しており、学校施設の許容範囲である11学級を超える入学希望者が出てくるのが想定されるため、当分の間、同校への指定校変更の制限を設けるものであります。

指定校変更を認める基準としては、表1に示しております変更理由のとおり幾つかありますが、菁園中学校における具体的な制限としては、「1 制限を行う内容」に記載しております2点であります。

一つ目は、地理的理由による変更でございます。

指定校への通学が地理的に困難と認められる場合を除き、指定校と菁園中学校との比較において、菁園中学校への通学距離が近いことのみでの理由では、指定校への通学に支障があるとは言えませんので、当分の間、変更は認めないことにしたいと考えております。

二つ目としては、部活動による変更でございます。

指定校に希望する学校部活動がない場合に変更を認めることにしておりますが、菁園中学校のみが実施している部活動はないことから、当分の間、変更は認めないことにしたいと考えております。

2 ページ目をごらんください。

表 2 は、平成 24 年度から 26 年度までの菁園中学校における指定校変更の状況について、部活動を指定校変更の理由として菁園中学校に入学した生徒が申請どおりに入部したかどうかの調査結果を含めて示したものであります。

指定校変更による入学者は年々増加し、26 年度については、入学者の半数が指定校変更による入学となりましたが、いずれの年も、指定校変更の理由としては、部活動が最も多く、次いで多いのが地理的理由となっております。このような状況が今後も続きますと、現在の学校施設の許容範囲である 11 学級を超えてしまいますので、新 1 年生の人数を 120 人に抑えなければならないという状況にあります。

二つの制限を設けた場合の 27 年度と 28 年度の入学者の見込みを「2 制限後の入学者見込数」の表で示しておりますが、120 人を上限と考えた場合に、27 年度は少し余裕があるものの、28 年度については 115 人と、5 人しか余裕がなく、校区内への転入や転居を想定しますと、ぎりぎりの状態と考えております。

なお、今回の制限は、当分の間としておりますが、32 年度に入学予定者が 60 人台に減少することに鑑み、31 年度までの 5 年間を一つの目安と考えております。

本件につきましては、来年度の中学校入学に向け、各小学校を通じて第 6 学年の保護者宛てに周知文書を配付するとともに、市のホームページに掲載するなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「色内小学校再編後の学校跡地の利用方針について」

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

色内小学校再編後の学校跡地の利用につきまして、道営住宅の建設候補地として北海道へ要望する方針といたしましたので、その概要を報告いたします。

市では、同校校区内の全町会と保護者の皆様を対象とした地域説明会を 2 回開催し、再編後の学校跡地を道営住宅の建設候補地として北海道へ要望することについて、市の考え方を説明してまいりました。

しかしながら、いずれの説明会とも参加者が 20 人程度と少なかったことから、より多くの皆様の御意見を伺うために、各町会の皆様と相談し、町会別説明会の開催、又は回覧文書の配布により、地域説明会で出された御意見や御質問に対する市の考え方を改めて伝えてまいりました。

市としましては、道営住宅の建設用地として活用した場合、市内中心部への居住ニーズに対応できること、また、公の管理による施設が建設されることで良好な住環境の形成につながり、土地の有効活用が図られると考えられること、また、町会別説明会や回覧文書による意見募集で特に皆様から御意見が出されなかったことを踏まえ、色内小学校再編後の学校跡地については、北海道へ道営住宅の建設候補地として要望することとし、本年 11 月 25 日付けで、建設部から北海道へ要望書を提出したところであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎学校跡利用について

最初に、学校跡利用について伺います。

今、色内小学校の問題について説明がありましたが、その前に、若竹小学校の跡利用についてはその後、変化はないのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

旧若竹小学校の動きについてですけれども、以前に報告させていただきましたとおり、旧教育職員独身寮の土地・建物とあわせまして売却するというところで、事務を進めているところでございます。現状といたしましては、測量の作業がまだ続いておまして、おおむね 1 月いっぱいぐらいまでかかる予定となっております。その後、不動産鑑定を行いまして、一般競争入札の告示等を行っていく予定で考えております。

○小貫委員

それで、色内小学校の跡利用についての質問に入りますけれども、道営住宅の建設ということで要望を出したということなのですが、新たに建設されるのではなく、市内の道営住宅を移転することなのではございますけれども、その住宅の条件というのは何かあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

具体的な条件という形では示されておられませんけれども、北海道が出しております道営住宅整備活用方針に出ている内容で話をさせていただきますが、その中で何種類か整備のパターンが示されております。その中で今回の色内小学校に該当する部分というのが、地域再編型整備という形の部分に該当してまいります。その中身なのですが、**「市町村がコンパクトなまちづくりの推進や集落対策、少子化対策といった地域課題の解決に向けて地域の再編などを進めようとする場合に、道は、必要に応じて、道営住宅を活用し、まちなかへ移転集約するなど、再配置による整備を行う」という形になっております。**

あわせまして、敷地の選定という部分も項目にごさしまして、そこには、道営住宅の整備敷地は、今の内容を踏まえまして、地域の住宅事情や住宅需要、敷地の快適性、利便性、安全性、用地取得にかかる事業費等について検討し、選定を行うという内容になっております。

○小貫委員

まちなかに人口を集中させる政策の一つだということなのではございますけれども、それで、色内小学校付近の地域との懇談会の中でさまざまな意見が出されておりました。子供の遊び場が欲しいだとか、そういった話が出されておりましたけれども、これについてはどのように対応していく予定なのではございますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

今、委員がおっしゃいました遊び場の部分という内容につきましては、北海道へ要望する際に、まず、児童遊園の設置について要望を進めてまいりたいと考えております。それから、説明会で出されたほかの御意見としましては、避難所の関係で、いなきたコミュニティセンターに避難所を変更する方針ということで話をさせていただきましたけれども、それにつきましても、想定以上の災害が発生した場合には、近隣の避難所を指定するというような形で市民の皆様の安全を確保していきたいということで、対応を進めさせていただきたいと考えております。

○小貫委員

それで、この要望を実現する上で、戸数というのは、どういう規模のものが必要になるのか、それは示せますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

11 月下旬に北海道に要望を上げたものですから、現時点で北海道から、具体的に戸数が幾つというものは示されておられません。

○小貫委員

戸数が示されていないということなのではございますけれども、市内のどこの道営住宅を持ってくるかによって、私たちは、学校適正配置の議論も、いろいろほかのところに飛んでくるのではないかなと思っています。例えば、郊外というところ、どこまでを、まちなかではなくて、どこから、どのあたりの住宅を色内小学校の跡に持ってくるのか、古いところでいけば、高島団地や塩谷団地、新光 53-1 団地、オタモイ西団地、こういった、恐らく郊外と言われるようなところで、こういう団地があるのですけれども、今度、どの住宅が移転するかによって適正配置の計画自体にず

れが生じてこないのかどうか、その辺はいかがですか。

○（教育）主幹

企画政策室からありましたとおり、戸数ですとか、どこから持ってくるのかという現状を把握できていない状況ですので、それをもって適正配置の計画に影響するかどうかということは、現時点では答えられない状況でございます。

○小貫委員

学級規模が必要だということで、1人、2人で学級数が変わっていくものですから、この辺、報告を受けましたけれども、色内の地域によっては、地域の住民の合意がとればいいというのはわかるのですが、それ以外の部分で早急に、道としても規模を一定示してもらえるように要望していただきたいなと思います。一応、答弁をもらいます。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほど申し上げたとおり、北海道へは、色内小学校再編後にあの場所に道営住宅をとということで要望を上げておりますけれども、具体的な協議等は、これから私ども小樽市の建設部と北海道の建設部で調整、精査してまいりますので、その中での検討になってくるかと思っておりますので、その旨は十分理解した形で話は進めてまいるというふうに認識しております。

○小貫委員

◎塩谷・長橋地区の学校再編について

次に、塩谷・長橋地区の関係なのですけれども、今、塩谷中学校は長橋中学校と、という話が進んでいます。そして、小学校の統廃合については、今のところ、手つかずというところなのですけれども、この間、教育委員会内部で検討状況に変化があるのかどうか、まず、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）主幹

教育委員会内部のこの間の、ということでは、変化はございません。今まで答弁している内容でございます。

○小貫委員

それで、市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について〔答申〕の中でも、「望ましい学校配置の考え方」では、「児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離に配慮する」とあります。小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会がこの答申を出すまでの間で、郊外の小学校の配置についてはどのような議論が行われてきたのか、お願いいたします。

○（教育）主幹

この学校規模のあり方につきましては、やはり全市的な取組ということの中で、一定の学校規模が必要だろうということで、全的に必要な学級数を確保する、そういった観点で議論してきた中で、小さい、大きいを含めて、地域に分けながらという部分もありましたけれども、そういった形の中で、全市的な考え方でございます。

○小貫委員

そう言うのですけれども、私も全部読みきれていないのですが、検討委員会の会議概略というのがあります。第10回の議論の中では、委員長がまとめていますけれども、機械的にやるべきではないということは一応、議論になっているはずなのですが、もう少しその辺の議論が、どういう議論が行われたのかというのを報告していただきたいなと思います。

○教育部副参事

私も一字一句詳しく読んでいないのですけれども、一般論といたしまして、この全体の流れからいたしますと、やはり郊外については通学距離も遠くなりますということもありますので、そういったことに対してバス助成ですとか、スクールバスですとか、そういったものも使いながら、負担が、4キロメートル、6キロメートルという制

限がありますが、そういったのも踏まえながら、また、同時に、通学の負担が増えないように、バスなりそういった交通機関を利用するのは大切であるというような議論はあったかというふうに理解しております。

○小貫委員

そうではなくて、統廃合の対象にすること自体がどうなのだろうかという議論が行われていたと思うのですけれども、それについての最終的な見解は今のところで落ちついたということでもよろしいのですか。

○（教育）主幹

最終的には、学校規模を確保していこうというところで、最終的に答申していただいた中で、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画策定という流れでございます。

○小貫委員

そして、この話の中で、小規模校の存在について、平成23年12月の当委員会の中で、私は、宮古市の例をとって複数校連携の話をした記憶があります。それで、昨年、兵庫県香美町の取組で、学校間スーパー連携チャレンジプランというのが行われています。学校間が連携することによって、小規模校のよさを維持しながら多人数の授業を行うという取組なのですが、市内でもこのような連携授業があるのかどうか、まず、お答えください。

○（教育）指導室主幹

市内の小規模校において、このような連携授業というのは行っておりません。

○小貫委員

今後、こういう授業というのは、今、小規模校がすぐなくなるわけではない中で、児童は6年間しか児童でないのですから、研究課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）主幹

適正配置の関係から考えますと、今のところ、こういった取組は考えておりません。

○小貫委員

◎小規模特認校について

そこで、前回の当委員会でご質問した小規模特認校について質問します。

平成23年9月の当委員会でのやりとりでは、忍路地区から要望があったことも取り上げて、教育部長が小規模特認校に関連して答弁しているのですが、紹介すると時間がなくなるので、かわって紹介してください。

○（教育）主幹

この部分でございますけれども、「具体的なプランは持ち合わせておりません。ただ、忍路地区での懇談会の中で、試行的に、例えば年限を区切ってという意味かもしれませんが、採用してはどうかという具体的な提案もございました。そういうことも含めて、総体的に調査、検討、あるいは他市で取り組んでいる事例などを見ているところでございます」、以上です。

○小貫委員

その後、質問すると、他市の取組についてはいろいろ紹介していただいているのですが、それ以外の項目についてはどのような調査、検討が行われてきたのか、お答えください。

○（教育）主幹

この他市とは、道内主要都市の小規模校の制度と申しますか、そういった部分の状況をまず見ながら、研究というか、そういう形でございましたけれども、やはりどこも小規模校を維持するという中でやられております。私どもの計画では、繰り返しになりますけれども、全市的に学校規模を確保しながら進めようというところでございます。この中で、本市の中で取り入れるという形の方向ではございません。

○小貫委員

要は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画によって小規模校をなくしてしまうから、小規模特

認校というのがまず考え方としてあり得ないのだという話なのですけれども、この間の議論では、地域の合意を得ないことには廃校しませんというのが教育委員会の立場だと思うのです。だから、全体として適正化基本計画が終わっても、小規模校が残るという可能性はまだあると私は思うのです。そういう中で、特認校を認めないということが、それが終わった後という時間的な意味なのか、そういう中でも特認校としてやってほしいという意見があって、要望が強くて、そういう場合は、時間的には適正化基本計画が進んでいる中でも、並行してやるということはあるのかどうか、その辺はいかがですか。

○（教育）主幹

私どもで今、進めている中では、やはり全市的に一定規模の学校をつくっていきこうという形で進んでいますので、それが可能性うんぬんというお話が出ましたけれども、私どもは鋭意進めながら適正な規模の学校をこの計画の中において確保したいという形でございますので、それ以降の可能性の話からすれば、答弁しがたいところであるかと思えます。

○小貫委員

当委員会ですらやってきた中で、過去の教育部長や教育部副参事はそこまで明言していなかったのではないかなという記憶が、いつもごまかされていたような答弁だったような記憶があったのです。それで引き続き長くこの問題を取り上げているのですけれども、学校を残すという目的だとやらないと。例えばよりよい教育環境の整備ということだと、やはり小規模特認校というほうがいいのではないかと話になった場合は、どうなのでしょう。

○（教育）主幹

恐らく、今、出たのは、よりよい教育環境の観点からということであればということで、考え方ということが一つあるかと思えますけれども、私ども、適正化基本計画の中にもうたっている部分が一部ありますが、小規模校のよさが全くないとは言っていない。それはそれで。ただ、今、目指しているところの中では、一定規模を目指すという中では、やはりある規模を設けることよっての逆の意味のもっと大きいプラスといいますか、そういったことを考えながら進めている状況でございますので、そういった中で答弁申し上げているという状況でございます。

○小貫委員

そこで、総務省が行った、地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査、これについて説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

今、委員がおっしゃいました地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査、こちらにつきましては平成25年2月に公表されております。調査の目的なのですけれども、少子高齢化社会を迎えまして、人口の減少ですとか、地域コミュニティの活性化が大きな課題となっていると。そういった中で、少子化に伴う空き教室ですとか、地域活動の拠点、こういったものを効果的に活用する事例が増えてきているという傾向をもって、地域で実際にそういった活動をする成功事例、これをまとめた調査となっております。この成功事例を調査・分析することで、これから各地域で地域活性化を図るための取組の参考にしてほしいということで、調査が行われた内容となっております。

○小貫委員

そこで、「地域活性化の拠点としての学校のポテンシャル」ということが挙げられていますけれども、この小・中学校の部分について説明してくれますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

こちらの事例調査の中で何点かございまして、地域活性化の拠点として学校が極めて有効に機能するポテンシャルを持っているということがはっきりしたというふうに公表されております。それから、学校というのは組織に常

に入れ替わりがあるということで、継続的な活動を支える地域ぐるみの体制づくりが重要で、キーパーソンの存在とあわせて、それらが成功のポイントになっているというふうに分析されております。

中でも、その小・中学校の部分なのですけれども、小・中学校のうち、小学校は中学校と比較して取り組みやすい傾向があるというふうに分析されております。その理由といたしましては、全部で4点挙げられておりまして、「歩いて通える範囲である小学校区は、地域コミュニティのサイズとしても適当である」、これがまず一つです。二つ目が、「児童も保護者も6年間に渡り携わる機会がある」、3点目といたしましては、「教員が学級担任制であり、保護者や児童とのコミュニケーションも密に図れること」、四つ目といたしましては、「高等学校受験がないことなどが考えられる」、このように分析が行われております。

○小貫委員

学校があることによる地域の活性化というのが、国の調査でも明らかになってきているというところなのです。

そこで、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会のことに戻りますけれども、第4回の検討委員会で小規模特認校についての議論があります。これについて説明してもらえますか。

○（教育）主幹

大変申しわけございません、議論経過の部分のコピーを持ってきてはいるのですが、時間がなくて頭に入っておりませんので、すぐ答弁できません。

○小貫委員

その中で、いろいろ議論があつて、委員長が、「特認校は今は無だけれども、将来的にはあり得ない訳ではないと、こういうことですか」と事務局に確認しています。「ぜひ特認校を小樽にも考えてもらいたいということであれば、それはそれでよろしいんじゃないかと、こういうことになりませんか」という議論が行われています。

こういうことで、要は、特認校としての答申を残すかどうかという議論が行われている中で、その文言は残したほうがいいのかというような議論の経過だったのです、ここだけを読めば、その後、どういう議論になったのか、全部読みきれていないので、あれですけれども。それが答申には書かれていないというのは、何か理由があるのですか。

○（教育）主幹

この長きにわたっての部分で、全部、申しわけございません、頭に今、読み込めていないものですから、あれですけれども、第4回で、途中の議論経過としては、そういう、今、御紹介の話があつたということですが、最終的に答申を受けながら固めていった中で、やはり学校規模という部分が大きなものになっておりますので、そういう経過であるというふうに考えております。

○小貫委員

先ほどの小規模校のあり方等も含めて、議論の経過を整理して、第何回でこういう議論になってこの文言を外されたというのを整理して、後でいただきたいと思いますが、いいですね、それは。

それで、先ほど挙げた総務省の調査も含めて、やはりこういう中でも学校の果たしている役割は大きいというのが見えました。先ほども紹介したように、検討委員会の中でも一定かなり議論があつたのです、小規模校については、通学距離との問題、地域に果たしている役割の問題でも。あつたわけなのですけれども、やはりこういう地域と一体になった教育で果たしている役割、ここに光をしっかりと当てて小規模特認校の実施を求めていきたいのですが、それについてはいかがですか。

○（教育）主幹

小規模校のよさということに先ほど触れさせていただきましたけれども、この中では、議論しないとか、途中でという話ではなく、よさはよさとして認識しながらということで議論がなされております。その中で、最終的に全市民的な取組をする中では、一定の学校規模を確保したいというところが大きな柱ということでまとめていったもの

ということでありまして、小規模特認校の実施という形では、今の計画の中では考えておりませんという繰り返しの答弁になるかと思えます。

○小貫委員

それで、それを受けた、ただ、答申の中では、「多様な教育活動を進めるうえで一定の限界が生じる」と、これは小規模校についてですけれども、「これを回避する手立てについて検討しながら解消を図るべきである」と。統合するとは書いていないのです。それを回避するにはどうしたらいいかということ、解消の手だてを図るべきであると。「その際には、地理的な要素や歴史的経緯なども踏まえて、近隣との学校配置の在り方の中で考えていくことが必要である」ということで、統合するとは一言も書いていない。だから、私が先ほど示したように、そういう中で、複数校の連携の授業も生かして、回避する手だてをとれるのではないですかと。それで小規模特認校として実現したらどうでしょうかと、こういう政策提起なのです。その辺はいかがですか。

○教育部副参事

繰り返になるかと思えますけれども、私ども、小規模校の欠点の部分といいますか、そういった部分については、一定の規模を確保するという中で、それから同時に、その中でも学校の中でのやり方、教育の仕方、そういったものについて適切に対応していくという中で進めていくということで、一定の規模を確保した再編を進めようということでございますので、小規模特認校については、この計画の中では考えていないということで御理解いただきたいと思えます。

○小貫委員

◎指定校変更の制限について

そうしましたら、指定校変更について伺います。

今回、菁園中学校のみの措置ということなのですが、菁園中学校以外の中学校で、部活動を理由にした指定校変更は、実態はどのようなものがあるか、説明してください。

○（教育）学校教育課長

今年度の指定校変更で部活動を理由にしたものは、全体で7校で53件ございました。そのうち菁園中学校については資料で示したとおり41件でございますので、そのほか6校で12件という結果でございます。

○小貫委員

それで、菁園中学校の今年度についていえば、資料に基づけば、53パーセントの生徒が申請どおりの部活動に加入していないということなのですが、この理由については、なぜ加入しなかったのかというところはどのようなのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

申請どおりの部活動に入ったかどうかという結果の調査でございまして、どうして入らなかったかというところの調査はしておりませんので、理由については把握しておりません。

○小貫委員

それで、部活動以外に地理的理由を制限の理由に掲げているのですが、今年度で言えば10人だと。このうち、今後、規制すると言っている、通学距離が明らかに近いという生徒は、どのあたりの地域を指すのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今年度の10人につきましては、いずれも指定校より菁園中学校のほうが距離が近いというものでございまして、地域的には、緑小学校の付近や奥沢小学校の付近が主なものでございます。

○小貫委員

それで、指定校変更についてなのですが、一応確認をとっておきたいのですが、指定校変更は、菁園中学校の教育内容が魅力的だと、そういうことで指定校変更をするということは受けてきていないと思うのですけれど

も、その確認をとりたいと思います。

○（教育）学校教育課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

◎西陵中学校について

それで、西陵中学校の関係について伺います。

最初に、まちづくりとの関係です。

今、人口問題で対策会議も立ち上げられるという中で、人口対策庁内検討会議の中では、学校の配置と人口問題についての議論というのはあったのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

庁内検討会議における議論において、この学校の配置についての議論はございません。

○小貫委員

先ほど総務省の調査も紹介しましたが、地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくりというのが全国で行われているという事例の紹介です。こういう点からも、今後の、小樽市人口対策会議になるのか、庁内検討会議になるのかはともかくとして、学校の配置というの、適正配置の計画とは別に議論したほうがいいのではないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室長

適正配置の関係につきましては、今まで計画をつくって議論を進めておりますので、そちらが中心となって、当委員会もございますので、その中で議論が進められていくべきものというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、この議会も今回と次の定例会で終わるわけなのです。陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方については、3年間、継続審査という形で審議されているところです。それで、やはり、この間ずっと議論してきたのは、プランはまだ示せないということをやっと議論してきたわけです。ただ、任期満了というところでいけば、議会の責任もあるのですが、ぜひ理事者の皆さんにも、任期満了までに、私たち共産党は賛成という立場をとっていますけれども、ほかの会派もしっかり賛成と言えるよう判断できる材料を提供していただきたいのですが、それについていかがですか。

○教育部副参事

これまでも答弁申し上げておりましたが、中央・山手地区の中学校については、菁園中学校は一つあるという、それからもう一つをどうするかということについては、現在、検討を進めているということでございます。決してサボっているわけではありませんけれども、できるだけ早く示したいと思いますが、その部分について、示せるようなところまで議論が熟すまで、時間をいただきたいというふうに考えております。

○小貫委員

菁園中学校以外は決まっていないということは後で質問しようと思っていたのですが、現在、中央・山手地区の統合校として、プランとして考えているのは菁園中学校のみだということは確認をとっておきたいと思いますが、これについてはいかがですか。

○教育部副参事

中央・山手地区では中学校が現在3校ありますけれども、その中で今後の生徒数の推計を見ますと、2校が適切な規模ですということで申し上げているかと思えます。その中で、菁園中学校につきましては最近、改築を進めたということもありまして、そこについては一つの統合校の対象であろうというふうに考えております。それから、あと残るのは2校ですけれども、その2校の中でどういった形がいいのか検討を進めているというところでございます。

ます。

○小貫委員

それで、ブロック別学校再編のプランの中ではプラン 4 が望ましいという表現だったと思いますが、このプラン 4 について、改めて説明していただけますか。

○（教育）主幹

プラン 4 でございますけれども、A グループとして、現在の西陵中学校の位置と現在の菁園中学校の位置の考え方、それと、B グループとして、現在の松ヶ枝中学校と現在の最上小学校ということで示しているプランでございます。

○小貫委員

先ほどの指定校変更の報告の中で、11 学級というキャパシティがあるから、それを超える分については制限をかけるのだというふうに言って、それ以上は増改築が必要になるし、教育環境の悪化を招くと、こういうのが理由だったと思うのです。プラン 4 については、13 学級でプランが立てられていて、改築が必要だという話になっているプランです。ですから、指定校変更だと、現状のままだと改築はしないけれども、統廃合ということになれば、改築するお金を出すということなのでしょうか。

○（教育）主幹

お金を出す、出さないと私どもで答弁するところではないのかもしれませんが。このプランのところ、組合せをまず示しながら、どちらかの学校を使うという形になれば、こういった改修や改築などが必要ですよということの説明の内容でございますので、ただ、それをもってお金を出す、出さないというのは、私どもから答弁、今の段階では済みません。

○委員長

それは変だよ。おかしいよ、それなら。改築するというふうに言っていて、金を出す、出さないについては答えられないというのは、財政部で出してくれというふうに要望すると言ったのだたらわかるけれども、今の答弁だったら質問に答えていません。

○教育部副参事

この中では 13 学級ということで、普通教室分があるところでございます。それで、私どもが先ほどの指定校変更、11 学級が限度ですと言ったことにつきましては、普通教室については 16 学級まで改装を含めてできるのですということは、この計画の中に書いてあります。ただ、その中には特別支援学級、そういったものも含めた中での計算です。それから、現在、習熟度別少人数指導の部屋ということで菁園中学校で使っておりますので、そういった部屋も確保しなければなりません。それから、進路指導室、そういったものも確保しなければなりません。そういったものも含めての全部、現状において確保できるのは 11 教室ですという形になります。ただ、もう一つは、ここで 13 学級というのは、当然、自分たちの校区として受け入れるとすれば、いろいろなやりくりをする中でやることも一つは考えなければならないと思いますけれども、現在、11 学級ということ、いろいろな学校の使い方をしております。特別支援学級も使っております。そういった中では、11 学級が現状では受け入れる範囲内の数であるということでございます。

○小貫委員

現状では 11 学級だと。ただ、統合が決まれば、増築しなくても 13 学級を受け入れるという話なのですか。キャパシティとしては、ほかのものを潰せば 13 学級入ることは入ると。整理してください。

○教育部副参事

施設的には、特別教室もありますので、そういった意味では、前提として校区を変更しなければならないといった中では、13 学級は確保しなければならないということはあるかもしれませんが、現在、使っている中では、

11学級が最大限であるということで、校長から聞いているということでございます。

○小貫委員

この間の総務常任委員会でのやりとり、私とではないですよ、ほかの議員とのやりとりでは、11学級以上に増えると、いろいろな教室をなくさなければいけないから、そうなると教育環境が悪化してしまう、それを防ぐために指定校変更の制限をかけるのだと、こういう話だったわけです。ところが、今の話でいくと、教育環境維持のためには11学級だけれども、13学級は普通に確保できるのだと、教育環境悪化に目をつぶれば。そういう話なのですか。

○委員長

整理してお答えください。

○教育部副参事

広さ的には受け入れる、例えば、増築をしないでも、間仕切りなりそういった中での改修が必要になってくるといことで、その中でどうしてもこの校区で入れなければならないとなれば、13学級なりそこら辺は、間仕切り、中の使い勝手というのでしょうか、普通学級に造作を変えるということも含めての13学級確保ということですよ。現在、そういった中では、現在の間仕切り状況といいますか、学校の施設の状況では11学級が限度ということでございます。

○小貫委員

つまり、教育委員会として教育環境の整備をするために統廃合を行うと言っている中で、そういうことを認めていくのですかということなのです。それを避けるためには改築しなければいけないですよね。そこを聞きたいのです。

(「しなければいけないから、ほかのグループを選んでいるのではないですか」と呼ぶ者あり)

○教育部副参事

繰り返しになりますけれども、増築とかそういうことではなくて、中の間仕切りの変更で対応できるのではないかとということでございます。

○小貫委員

そうすると、なぜ指定校変更、11学級ということで制限をかけるという話になったのですか。私たちは制限をかけたほうがいいのかという話をしていましたけれども、今、間仕切りで対応できるのだったら、指定校変更、今、11学級という理由が成り立たない。半数以上が校区外から来るというので、指定校変更には制限をかけますというのであったら、理由として成り立つのです。ただ、11学級を維持するためという理由が一つついているのに、指定校変更では11だけれども、統合ということになると13だと。そこはどうなのですか。

○教育長

議論が少しすれ違ってはいますが、平成21年の計画では、菁園中学校の校区内で13学級を想定しているということですから、区域外から来て13学級ではなく、そもそも菁園中学校の校区内の人数が13学級相当いるということ想定して計画をつくって、それで2校が必要だということなので、今回の場合は校区内で11学級以内ですよ。特認校として認められる範囲という考え方と校区内にいる子供の考え方とはおのずと考え方が違ってきますので、あくまで校区内にいけば、それは、増築もして増やさなければならぬ、又は、内部改修や増築などいろいろな方法があるかもしれませんが、校区内に13学級相当の生徒がいれば、当然それに見合う校舎をつくるというのは、21年当時は計画したのだと思います。現時点で11学級相当しかないの、それを特認校として認めて、それをさらに特認としたものに対して広げるという考え方と、もともと校区内の人数で校舎を用意しなければならないという考え方は、議論としては一緒にできないというふうに考えております。

○小貫委員

もう少し私も頭を冷静にして考えますけれども、また引き続き、それは次回でやるようにいたします。

具体的なプランが示されないというのが現状なのですが、西陵中学校を残す方向で検討しているかどうかということも含めて示すことができないということで、現状、進んでいるのでしょうか。

○教育部副参事

繰り返しになりますけれども、これまで議論してきたものを含めまして、この中でどういった形がいいのかということを検討してきているところでございます。まだそこら辺が十分煮詰まっていないといいますか、説明に値する形まででき上がっておりませんので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

○小貫委員

次の定例会までにある程度話が見えるようにしていただきたいという要望をして、終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

◎指定校変更について

それでは、指定校変更について伺います。

先ほど指定校変更の部分でも触れられておりましたが、平成26年度は、指定校変更の人数が71人、部活動に関する部分が41人、申請どおりの部活動に加入した生徒が19人、部活動を申請どおりしなかった人数が22人ということで、理由の調査はしていないということでした。24年度、25年度についてもやはり把握されていないという、申請した部活動に加入していない理由については調査されていないということで、それも一緒にいいのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

結果についての調査で、その理由については調査しておりません。

○酒井委員

結果ですので、さまざまな理由があるかなと思います。例えば、希望していたけれども違う部活動に入ったとか、いろいろな事情で部活動自体ができないとか、さまざまな理由があるかと思うのですが、指定校変更をするときに、この部活動に入りたいという部分で申請した以上は、やはりなぜ入れなかったのかなというところをまず押さえていただきたいと思うのです。それについてはどうでしょう。

○（教育）学校教育課長

今回の調査で、学校側として、部活動の顧問や管理職などで把握できる範囲で、部活動に申請どおりに入ったか、入らなかったかという調査でございます。どうして入らなかったのかというところだと、実際、いろいろな要素が考えられますけれども、今年度でいけば、22人の方が申請どおりに部活動に入らなかったという中で、その1年生が、この調査は6月に始めていますが、菁園中学校で学校生活をスタートしている中で、その理由を把握するということは、その生徒に対してどうして入らなかったのかというところで聞かないと、実際のところを把握できないわけなのですけれども、もう学校生活がスタートしている中で、当該の生徒に不安を与えたりすることは、やはり教育的には避けたいということで、結果のみの調査としたところでございます。

○酒井委員

確かにわかります。わかるのですが、プレッシャーを与えるとか、申請したのと違うのではないかという話ではなくて、それ以外の、もしかしたら隠れた理由みたいなものもあるかなと私は思います。例えば、部活動を理由にして、本当は部活動ではないのだけれども、違う理由でこの中学校に入りたかったという部分も隠れているのかなと思うのです。入っている以上は、そこからまた移れとかそういう話ではなくて、きちんとした理由を把握するというのも大事なのではないかなと。指定校変更をしてまでその中学校に行くということは、それなりの理由があると思います。そういう部分をきちんと把握する部分が、まず大事なのではないかなと思うのですけれども、それ

についてはどうでしょう。

○（教育）学校教育課長

結果として、部活動の理由の部分については、申請どおりに入らなかった方については、いろいろな要素が考えられますけれども、結果的には何らかの理由で指定校よりも菁園中学校に行きたかったという中で、あくまで推測の域を超えませんが、例えば、菁園中学校が近隣校の中では校舎が新しいですとか、比較的平たん地の中にある、そういったものもあるでしょうし、保護者の方が感じていらっしゃるかもしれない学校のイメージというものもあるかもしれませんが、この制限を何らかの、今年度とにかく71人という、これまで20人台、30人台で推移してきたものが71人、半数という少し異常な状態になったところの対策を考える上では、委員がおっしゃったような、どこに理由があるのだというのものもあるのですが、現に来年度に向けて同じぐらいの規模で指定校変更で入学してしまうという事態はやはり避けなければならないというところに重点を置いて、とにかく実態としてはどうなのだろうと、結果ですけども、そういった視点で把握したところでございます。

○酒井委員

今年度、71人の手前の話で、申請どおりの部活動に加入しなかった生徒の割合の部分で話を聞きたかったのですが、平成24年度、割合でいくと68.8パーセント、25年度が72.2パーセント、26年度でいくと53.7パーセント、割合だけ見ると、やはり高い状態で推移しているにもかかわらず、そこをなぜ調査せずに、今回、人数が増えたので制限をかけるという話になると、来年度以降、菁園中学校に入りたいと思っていた方々、若しくは実際にこの部活動がやりたいという生徒の思いまで潰してしまうというふうに思うのです。そこはまず置いておいて、この割合が高かったにもかかわらず、まず調査して、その調査を基に制限をかけていくという流れではないのかなと思うのですが、それについてはどうでしょう。

○（教育）学校教育課長

報告資料の表2で示しておりますとおり、平成24年度、25年度も、指定校変更の割合としては他校に比べて高い推移でございました。実際、24年度、25年度については、今回の26年度の調査で、申請どおりに部活動に入ったかどうかというのをおあわせて調査した結果ですけども、これまで何度か議会の中でも、菁園中学校への指定校変更の人数は多いという御議論はあったかと思うのですが、実際、現行の菁園中学校のキャパシティを超えるような指定校変更ではなかったという部分でしたけれども、今回、71人ということで、この推移で同じような人数が入ってくるとキャパシティを超えるといった部分で、実態を調査してどのような制限をするかというのを検討してきた経緯がございます。

○酒井委員

まず、実態調査をしたというのは、どういう実態だったのかというのが一つと、それから、先ほども言ったのですが、どうしてもこの中学校、菁園中学校のこの部活動をやりたいという方も、例えば今年度で言うと、部活動にかかわった41人で、入っていないのが22人、入ったのが19人というふうに数字としてはあるのですけれども、来年度以降、どうしても入りたいという方まで、そういう生徒の夢や未来までを潰すような制限のかけ方はどうなのかなと思うのです。それについてどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今回、部活動の制限の理由にも示したとおり、菁園中学校のこの部活動という限定だと対応はできませんけれども、どうしても例えば吹奏楽部に入りたいということであれば、菁園中学校よりは遠くなるかもしれませんが、例えば桜町中学校や朝里中学校にも吹奏楽部はございます。そういった中で、どうしても特定の部活動ということであれば、そこは閉ざしてはおりませんので、確かに委員がおっしゃるとおり、今年度までの対応だと、保護者の方も、来年度は、指定校ではないのだけれども指定校変更で菁園中学校にというような御期待をされている方もいらっしゃると思うのですが、今回、指定校変更を、これだけの人数、半分も指定校変更で来てしまったという実態

が今後も続くようだと、やはりキャパシティー的にも対応できませんので、そこは、基本的にはまず指定校に通っていただくというのが原則としてありまして、例外的な措置として指定校変更制度があるというところの中で、例外が半分を占めてしまっているという実態になっていますので、やはりある程度、この一番理由の多い部活動と地理的理由という部分で制限をかけたところでございます。

○酒井委員

言葉が悪いようで申しわけないのですが、数字がこうなってきたという話で、そこで菁園中学校のこの部活動に入りたいという部分には制限をかけて、いや、申しわけないね、タイミングも悪かったし、あと5年したらまた入れるのだけれども、来年度から5年間は勘弁してよねというふうにししか聞こえないのです。もし、先ほど言っていた、施設のキャパシティーの話でいくのであれば、もっと早い段階で、例えば、この制限をかける部分の説明ですとか、そういう部分もしてほしかった、もっと早い段階でできたのではないかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今年3月でこういう、71人、半数という指定校変更になりました。そのときにも、当委員会の中で議論がありまして、来年度に向けては何らかの制限というか、考えていかなければならないということで答弁しております。そうした中で、6月に入りまして、部活動の、実際に申請どおり入ったか、入らなかったかという調査を行いまして、札幌市や函館市のように部活動を理由とした変更は一切認めていないという都市もありましたし、部活動を理由とした変更を認めるところでも、例えば少年団活動をやっているですとか、小学校長からの意見書をもらうだとか、いろいろな対応をしている、そういった各市の状況もいろいろ検討した中で、来年度の入学に向けての正式な動きとしては、来年1月中旬から下旬にかけての指定校の通知という中で、そこで指定校変更を希望される方には申請していただくという、タイミングとしてはこの12月、遅くとも年内には一定の方向を示したいということで準備してきたところでございます。

○酒井委員

私が言っているのは、もっと早い段階でやってほしかったなという部分なのです。いろいろな調査研究があつてというのもわかるのですけれども、であれば、来年度からではなく再来年度からという話にもなるでしょうし、もし来年度から本当にキャパシティーがどうのこうのという部分でやらなければいけないのであれば、もっと早くやってほしかったなという部分なのですが、それについてももう一回答弁してください。

○（教育）学校教育課長

菁園中学校への指定校変更の人数が20人台から30人台でここ何年か推移してきている中で、そういう人数であればキャパシティーに影響は及ばないという中で運用でございました。それが平成26年度に71人という数字になったときに、この状態が続くようであればキャパシティーを超えてしまうというところでもございましたので、やはり今年度の71人というのが今まで想定してきた人数をはるかに超える人数だったというところで、来年度に向けて何らかの制限なりを考えていかなければならないという契機になったといったところでございます。

○酒井委員

聞けば聞くほどなのですけれども、数字のことを言われると、繰り返して申しわけないのですが、であれば、来年度ここに入ってこの部活動をやりたかったという生徒の夢や未来を壊してしまうというふうにししか聞こえないのです。それについてはどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

菁園中学校の特定の部活動ということであれば、校区外の子供については、今年度までは入れたのに自分の代でというのはあると思うのですけれども、ただ、部活動ということでいけば、ほかの学校でも、そこは指定校変更で認めるという取扱いでございますので、基本的には指定校に行ってくださいというのがまず大原則としてあります。

例外的な措置として、部活動による理由や地理的理由、その他身体的な理由、資料に示したとおりの理由があつて、それはあくまでも、指定校の校区内の人数によって学校規模が決まっているわけですので、それを超えるような指定校変更というのは、校区内の子供たちにとっての教育的な環境、例えば特別教室や図書室を半分にしたりとすとか、そういったこともあることを考えると、あくまで例外措置でございますので、例外措置の運用としてはやはりおのずと限界があるというふうには思っております。そういった中で、菁園中学校ということにこだわられると、確かに行けなくなる子供もいらっしゃいますけれども、特定の部活動ということであれば、ほかの学校でも門戸は開いておりますので、そういった中で御理解いただければというふうに思っております。

(発言する者あり)

○酒井委員

ちょっと御理解ができないのですけれども、要は、今年度までよくて来年度はだめだという、そういう制限の仕方はおかしいではないですかという話なのです。なぜおかしいかという、例えば、今年度、小学校 6 年生です、来年度は、ここの中学校のここの部活動に、先ほどと同じ話なのですけれども、行ってこういう活動をしたい、その次に、高校ではこういうふうにか、何というのでしょうか、夢や未来を持っている子供たちのそういう夢まで潰すような形になっているのではないかということなのです。それについてはどうなのでしょう。それはほかの学校にもあります。例えば、先ほどあったように、桜町中学校にもありますという話なのですけれども、そうではなくて、ここのこの部活動に入りたいという夢や希望までを奪ってしまう制度になっているのではないですかという部分なのです。それについて答弁してください。

(「前提がちょっとずれているんじゃない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○(教育) 学校教育課長

(「同じ答弁しか返ってこない」と呼ぶ者あり)

結果としてそのように思っている子供がいらっしゃったら、そこは来年度には制限しますのでかなわないというのは、事実としてございます。ただ、ある程度、いろいろな制度もそうでしょうが、何らかの対策をしなければならぬという部分でいけば、前年度までよかったけれども新年度からという、どこかで線引きをしなければならぬというのは、当然、政策でも、そういった制度の持ち方でも、いろいろあると思うのです。そういった中では、実際に今年度のような状況を阻止しないと、菁園中学校の教育環境を悪化させる形になりますので、やはりここはあくまでも指定校に通っていただくという大原則の中で、そこにある部活動、もちろん少年団活動などでいろいろなことをやられたと思いますけれども、そこでどのぐらいの思いというの、はっきり言ってこの数字だけではわからないと思います。実際には入らなかった子供もいますし、何となくこの部活動がいいだろうという子供もいらっしゃるだろうし、どうしてもこの部活動をやりたいという中では、菁園中学校ではかなわないかもしれないけれども、その部活動をやりたいのであれば、ほかの学校というところもありますので、菁園中学校のこの部活動だけが夢の全てというか、そういうふうには捉えていただきたくないということは思っております。

○酒井委員

確かにそうです。そこだけの部活動ではなくて、ほかの中学校にもあるということなのです。だからこそなのですけれども、申請どおりの部活動に加入しなかった生徒の実態調査はしたのですかというところなのです。そこをまず調査していただくという、では、実態調査という話ではないのですけれども、そういうことをした上で、今回のこういう制限になったのか。例えば、先ほど答弁にもあったように、思いというのがあると思うのです。部活動に対しても、ただこの部活動に入りたいという話であれば、こちらの中学校もあります、あちらの中学校もありますという話ですけれども、そうではなくて、思いがあつて、そういう部分の思いを奪ってしまうような形になっているのではないですかという話なのです。実態調査をして、ただ数字だけを見て、キャパシティがあつてもう入ら

ないから制限しますという話ではなくて、理念というか、そういう部分もきちんとあって、その上で制限するという話であれば納得がいくのですけれども、先ほどからの答弁でいくと、やはり数字のことしかなかなか出てこないとか、なかなか納得できないような部分を私は持っています。

この指定校変更について、少し離れますけれども、例えば、毎年、小学校 6 年生の保護者の皆さんに指定校変更についてのお知らせですとか、そういう取組を今までされていたのか、それとも通知だけで終わっているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

例年、広報おたる 1 月号に入学通知というところでお知らせをしております。また、指定校変更につきましては、個々の入学通知に指定校変更の旨は記載しておりますし、こういった理由でできるかというのは、ホームページに公表しているというところでございます。

○酒井委員

説明会などはしていないということなのですね。

○（教育）学校教育課長

説明会はやっておりません。

○酒井委員

この事態になってから言うのも何ですけれども、やはり説明会ですとかそういう部分も必要だったのではないかなと思います。もしこれから同じ現象があったときに、またその学校で制限するとかということになってしまうのですよね。

○（教育）学校教育課長

土曜日に新聞報道が大きくされて、今日の午前中とかには特段この菁園中学校への指定校変更の制限についての問い合わせはなかったところではございますけれども、これから小学校 6 年生の全保護者宛てに、菁園中学校は制限があるというところをお知らせしていきますし、市のホームページによってもその辺は周知しまして、今のところ、そういった説明会というのは考えておりませんが、そういった周知文書で御理解いただければというふうに考えております。

○酒井委員

繰り返しになってしまうので、これ以上はやりませんが、1 個、確認です。これは決定事項なのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

制限するという方向で総務常任委員会、当委員会で報告させていただいた後に、指定校変更を定めている要綱を改正したいというふうに考えております。

○酒井委員

同じことの繰り返しになるので、最後にしますけれども、児童・生徒の夢や希望を奪うような制度にはしてほしくない、確かに制限をかけることも必要なかもしれないですが、そのやり方ですとかそういうのも、もう少し考えていただきたいと思いますので、決定事項でないのであれば、もう少し考える時間をつくっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○鈴木委員

◎指定校変更の制限について

今の酒井委員の話です。

私は、先週の金曜日、総務常任委員会でこれと同じ話をしたわけでありまして。基本的には、入れない数が押し寄せてしまったので、打つ手としてこういうことということなので、それはいたし方がない部分があるかと思いま

すけれども、自民党としては、たぶん、今まである程度容認してきたところを、実際、急場、数が入れなくなったので、こういった理由をこじつけて、そしてとめた。そして、本来は指定校というか、自分が行かなければいけないところに行かなければいけないのです。その中で、保護者が菁園中学校に魅力を感じるのか、自分が本来入ろうとした学校に魅力を感じず、菁園中学校に行きたいと思って、こういう現象が起こったのか、そのことをきちんと把握していただいて、やはり今後の教育に役立てていただきたいというわけであります。ですから、そのことをしっかりと分析していただきたいというもお話の中というふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

◎西陵中学校について

話は私の質問に移りますけれども、先ほどの小貫委員とのやりとりの件で、西陵中学校の件であります。

私どもは、まだ、山手地区のことが、小学校についてはっきりしてから中学校の再編に移る、何を聞いても今は答えられないということだったので、何も触れずに来たわけでありますけれども、基本的に、今、思っておりますのは、西陵中学校が残るプランも考えているというか、一つの考え方でそのことは今も進行しているということだけは確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○教育部副参事

中央・山手地区の中学校につきましては、おっしゃるとおり、小学校をまず確定させたいということで、小学校を先行させているところでございます。それで、中学校については、繰り返しになりますけれども、3校が地域にある中で、学校規模からすると2校が適切であるということで、その中で、当初の、今、おっしゃった、プラン4、先ほど話がありましたが、その中では、最上小学校を中学校に改築してうんぬんということがありましたけれども、それを今は離れまして、どういった形がいいのかということを検討しているということでございます。

○鈴木委員

そういうことで進んでいるプランもお考え中だということを確認して、この項は終わります。

◎統合校の状況（成果等）について

それで、統合校の現状について、成果等ということで、これはまさに、先ほどのやりとりではないですけれども、我々自民党の議員は、学校適正配置等を進めるに当たって、学校が一定規模になることによっていろいろなメリットがあるのだと、そして、だからこそ、この統合を進めてきちりする、その意義があるのだというようなことに賛同して、この計画に賛成して、こうやってきているわけであります。実際、統合校ができました。花園小学校や潮見台小学校、高島小学校等です。そういったことで、先ほどの答弁で、小規模特認校をつくるのがうんぬんということは置いておいても、統合になったことにおけるメリットというのは述べられておりましたので、これは改めて確認したいと思います。具体的にこういう統合をして、学校規模がある程度大きくなったことによって、この学校ではこういうことがあったというのを、具体例を挙げてしっかり説明していただきたいと思いません。

○（教育）主幹

統合校別に分けながら答弁申し上げたいと思いません。

統合校はこれまで何校かございます。お互いの関係校の規模の違いや統合校自体の規模の違いも若干ございますけれども、まずは高島小学校の関係でいきますと、祝津小学校との統合でございます。ここは本当に、祝津小学校という小規模校との統合の中で、高島小学校の規模は変わりませんでした。ただ、校区が広がることで、祝津エリアの教育資源、こういったものを十分に活用しながら、ふるさと学習に取り組みたいというところの中で、頑張っでやっております。地域の祝津エリアのニシン漁の歴史ですとか、ここには水族館もございます。いろいろな観点で学習に活用したいという形で取り組まれているところでございます。

次に、花園小学校でございますけれども、ここは量徳小学校との統合でございます。統合前、花園小学校も量徳小学校も1学年1学級だったというところの中で、花園小学校は2学級になりました。この学校規模という中では、

子供たちの切磋琢磨ということは申し上げてきているところでございますけれども、改めて学校に聞きましたら、やはり、特に運動会では、絶対的に統合前と規模が違うので、子供たちの熱の入りよう、切磋琢磨するといいますか、前は 1 クラスを半分に分けてというところの学級対抗になりますから、そういった気もちようも違います。また、ここにおきましては、統合協議会解散後、統合後にサポート委員会というのを学校で改めて作りまして、地域、保護者との連携、この関係を引き続き行っているという面で、また別な角度で、統合の成果といいますか、地域の方との連携が図られているという状況でございます。

次に、潮見台小学校につきましては、2 か年連続の統合となっております。量徳小学校、その次に若竹小学校という形で、2 か年を通じての学校づくりということで統合協議会でも議論をいろいろしてきたわけですが、残念ながら統合時に 1 学年のみ 2 学級にならなかったという経過がございます。ただ、それにしても 1 学級から基本的には 2 学級になっているということで、花園小学校と同じようなことを学校からも聞いております。そのほかに、量徳小学校でなされていた縄跳び、こういった歴史がやはり潮見台小学校にも持ち込まれてといいますか、継続され取り組まれて、もとの潮見台小学校の児童や若竹小学校から来た児童も含めて、縄跳びのことをみんな一生懸命頑張ったりしている、そういったこともなされているということでございます。

次に、桜小学校でございますけれども、ここは若竹小学校との統合でございます。ホームページにも一部載っていますけれども、若竹小学校で実施していた放課後学習、放課後を活用した学習指導を統合時に取り入れております。あとは、児童の部分で、統合を契機にという部分もありますけれども、挨拶運動ということ、児童会を含めて子供たちも協力しながら、子供たちに、挨拶のあり方という部分では徹底されているというようなことでは聞いております。あと、算数の授業で、2 人体制のティーム・ティーチング、これは統合を契機に入れたことございまして、より学習を深めているという状況で聞いております。

○鈴木委員

今の御答弁を聞いて安心というか、よかったなと思う部分がたくさんあるわけでありまして。特に、高島小学校の統合校で、祝津小学校ですか、ニシン場のそういったことを、自分たちのやってきたのが、大きい学校で認められるといいますか、そういったことは一番、やはり、規模の小さい学校から大きいところへ、変な話、吸収されたみたいなニュアンスがあるところにおいて、そうではないということがわかることがとても必要だと思っています。そういうことですので、それぞれの統合になった学校の伝統というものがある程度生かして、やっていただければと。

ただ、難しいところもあると思います。前の学校のそれをかたくなにやることによって中で二分したりする、そういうこともあるかとは思いますが、それはやはり、教育者というか、教員のほうでしっかり、校長も含めて、うまく統合して融和してやってほしいというふうに思うわけでありまして。

そういったことで、要するに、アピールが足りないのです。やはり、せっかくこうやってプラスの面があるということ、先ほどのように、どうですか、こうですかとやると、すごく困った顔で答えて、ではなくて、やはり、やったことの意義というのですか、それからいいところを前面に出して、自信を持って教育委員会にはやっていただきたいというのがお願いであります。その件について教育長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○教育長

今回の統合、要は、平成 21 年からの今回の適正配置の計画の大きな柱の一つが、それぞれが単に統合するのではなく、統合を機に新しい学校づくりをするのだと。これが今回の適正配置の計画の大きな柱で、それで、統合するに当たっては、それぞれの学校の特色を存分に生かしながら発展的な学校をつくるということを念頭に置きながら進めてまいりました。ただ、そういう新たな取組について、いろいろな場所で私ども教育委員会でアピールできなかったということは大変残念に思いますし、それからアンケート調査もやっておりますので、そのアンケートの結

果、又は、新しい学校ができた段階での成果、そのようなものも発信しながら進めていきたいというふうには考えております。

それと、先ほど来の問題になっております菁園中学校の問題であります。これは基本的には、やはりそれぞれの校区の学校に通うということが大原則でございます。ただ、その中でも指定校変更の基準を設けたのは、さまざまな事情によって、より子供たちの希望に沿った形で何とか取り組んでやりたいという思いが基準として表れたわけですけれども、残念ながら経年の中でその基準がだんだん拡大解釈されてきていたと、そういう実態だと思います。今回、たまたま二、三十人の人数が70人と大幅に増えたということで、教育委員会とすれば、拡大解釈していたその基準に警鐘を鳴らす、そういう意味も込めて、今回、こういう決断を下したということでございますので、当該年度にかかわった子供たちには大変御迷惑をかけるかもしれませんが、ぜひ、そういった意味で御理解いただきたいと。これも暫定的な措置ということでございますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

これからも統合に、これから手宮4校が一つの学校になる、それから入船小学校、天神小学校、奥沢小学校、さらに最上小学校、緑小学校という統合が続きますけれども、ぜひそれぞれの学校に特色を持たせて、その特色を十分に生かした学校づくりをこれからも進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○鈴木委員

◎跡利用について

それで、跡利用についてお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど、色内小学校再編後の学校跡地の利用方針について御報告がありました。色内小学校の跡利用については理解しておりますというか、よかったなと思っているわけでありまして。この跡利用についてお聞きしたいのです。

前にも言ったことがありますけれども、これからいろいろなところの学校があいて、校舎や体育館、グラウンドがあいてまいります。そういった中で、今、市のスタンスとしましては、確実に決まったところ、それは当然だと思うのですが、それで内部で一定の方針が決まってから、市民の皆さんにこれをどう利用しようかというか、どうですかというようなことを聞いているということなのですが、私ども議員にも結構、例えば今度、北山中学校、末広中学校、これはもう統合が決まっておりますので、そういったところで、次に何に使う、使うとしたらこういうふうに使ってもらいたいなというか、いろいろな意見が寄せられているわけでありまして。ただ、市では、基本的なところは決まっていないので、お聞きはしますけれども、たぶん今、何も御回答はないですよということなのですが、そういう意見というのは勝手な意見も多いわけではありますけれども、市としてある程度、こうやってこれから決まるであろうところを先行して、ニーズや御意見、そういうものを聞くということは考えておられないのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

私どもで今、進めているやり方、委員から一連の流れをおっしゃっていただきましたけれども、広く皆さんから、例えば私どもの検討と並行しながら御意見をいただくという方法もありますし、事前にニーズを把握するというやり方もあるかと思っております。ただ、今時点では、広く意見を募る方法はあるのですが、そのためには、まずは私どもの、閉校予定になっている学校の情報提供という部分が不足しているのではないかとこのように思っております。例えば、体育館を残してほしいという形になりましても、都市計画上の用途制限の関係で、体育館だけ残しても体育館利用ができないかという可能性もありますので、御意見をいただくにしても、こういった学校、学校に応じた状況というのでしょうか、こういったものをまずは伝えて、御意見・御要望メールという形で市で受けている部分もございまして、そういったものを活用しながらニーズの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員

我々もそうなのですけれども、校舎を潰して、そういった状態で体育館単独になりますと、それが使えないというのはあまり知られていないので、普通に考えると、体育館を利用できるなら残してもらいたいとか、体育施設として使わせてほしいなということを皆さん思っているわけです。だから、そこら辺のところをしっかりと伝えておかなければ、ある意味、せっかく話が出てきて、例えば私たちが管理しようという体育会系の何かの団体が出てきても、それは使えないのだよということになると、市が意地悪をしているとか、そのように思われる可能性もありますので、最初から、やはり使えないものは使えないということをしっかり出していただきたい。

もう一つ、跡利用ということで、建物も含めてなのですけれども、例えば山の上など不便なところだと、その地域の方の意向である程度いいとは思いますが、中心部に近いほう、例えば緑小学校や、末広中学校とかそういうところになりますと、手宮公園競技場に近いか、総合体育館に近いか、いろいろな面で関連づけて、利用価値があるものもあると思うのです。そうすると、地域の方だけではなく、市内全域の方の利用というか、お考えもある程度加味しなければならぬところもあると思うのです。ですから、そういうところの利用も、やはりいろいろニーズを聞くというのは必要かと思うのです。そのことについてはどう考えられますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

委員がおっしゃったとおり、例えば先日の色内小学校の跡利用についてのときには、地域の方、あそこ周辺の方を対象に説明会を行わせていただきましたけれども、おっしゃっていたような中心部に関する部分、こういったものの説明会をやるときに、例えば全市的に広報で声がけをするですとか、説明会をいついつにやりますので御意見をお寄せくださいみたいな形での手法は考えられるだろうと思っております。場所、場所に依じてうまく整理がつけづらい部分もございますけれども、それは今後の跡利用の検討の中で詰めてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

まず、体育館は今、いろいろなスポーツということで使われております。小学校、それから統合されるところでなくなってどうしようかということで、すごく困っておられるところもあるわけです。そういったことになると、勝手な意見で、市が管理して何とか残してほしいなというようなニュアンスが、かなり伝わってきておりますので、先ほど言ったように、しっかりできるところ、残せるところ、それから、民間の力をかりてやるのだったらできるとか、そういうところをしっかりと提示していただいて、早めにやっていたかかないと、そういう団体で管理するなら残せたのに、時間がなくてできなかったというようなこともあるかと思っておりますので、お願いしたいということを最後に申し上げて、終わります。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

地域の方の御意見を含め、それからスピード感ですね、どうしても、閉校が決まって何年間かありますけれども、その中で優先させて進めていく順序というものもあるのですが、そういったものを踏まえて、広く皆さんの御意見を伺いながら、跡利用についてはスピード感を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

いただいた資料や先ほど報告された内容を踏まえて、幾つか質問させていただきます。

◎校名について

最初に、校名の決定に関連して伺います。

手宮地区統合小学校の校名につきましては、手宮中央小学校と決定し、今定例会で条例案が提出されたわけですが、その決定までの経過については資料 1 及び 2 でわかりました。それで、その中で気になったことなのですが、9 月 25 日の第 5 回統合協議会の中で、「手宮」及び「てみや」については、4 校を統合し新しい学校としてスタートする観点や校名案を公募した趣旨などを踏まえ、校名候補としない」という説明文がありますが、それならば最初から、公募するときに、そういう手宮やてみやは除くのだという説明が必要ではなかったかなという、単純な私の考えなのですが、その説明をしなかった理由はほかにあるのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

(「厳しいな」と呼ぶ者あり)

○(教育)主幹

手宮地区統合小学校の校名につきましては、この統合協議会の中で、資料にも示しているとおり、統合協議会の中で、さらに部会を設けて、どのような形で校名候補を選定していくのかという議論を十分していただきました。他都市の事例なども交えながら議論させていただいたわけですが、この中で、公募の対象範囲も御議論いただいた中で、子供たちの何年生までに限定するのか、限定しないで全ての子供たちに自由発想で出していただくのか、また、地域はどうするのか、いろいろな議論をいたしました。その中で出てきた意見としては、子供たちに学年を問わず自由発想でどのような思いか書いていただきましょうということでした。ただ、その中で、手宮を含めて、現在の校名ではないものということで限定すると、やはり子供たちが自由に発想できなくなるおそれがあるという議論もありまして、公募の中では限定しないという状況で進めておりました。ただ、この部会の議論としましては、公募があった部分は、全体の中で、また、それを見ながら議論させていただきましたけれども、件数的に手宮は、てみやも含めて一定程度の数がありましたものですから、部会の中では校名候補としないと、一次選考で候補とするか否かというところでは部会としては決めないで、統合協議会、親会の中でそういった経過も含めて判断していただこうと、そういった経過でございます。

○松田委員

そういった意味であればわかります。この校名をどうするかということについては、どこの学校でも母校の名前を残してほしいという、また、学校名の中に我が母校の名前を一部でも入れてほしいというのが率直な意見ではなかったかと思うのです。それで地域や委員の思い入れが強く、なかなか話し合いでは決定できないというのが各統合協議会の部会での共通点ではないかと思えます。

色内小学校の場合は 3 校にまたがる統合であり、なかなか、色内小学校としては、どのようにして残してもらえるかというようなことで苦慮しているのではないかと思います。そのことが顕著に表れているのが、資料 2 の、色内が残らないなら手宮は使わないほうがよいという意見に集約されているのではないかというふうに考えるのですけれども、色内小学校・稲穂小学校統合協議会の学校づくり部会の中で、「稲穂小学校という名称は、地域住民をはじめ多くの方に受け入れられており、統合により新しい学校になるが」、これは資料 1 の文面なのですが、これも、「稲穂小学校という建物に通学すると考えれば、色内小学校の児童や保護者の抵抗感も小さいと思うので、校名は稲穂小学校のままとすべき」という意見があったという文面が載っていたのですが、この文面の意味がとれなかったものですから、これはどういう意味なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

ここは、この文字どおり、稲穂小学校に関連する方からの御意見でした。どうしても、2校を1校にということになると、委員がおっしゃるとおり、校名を残したい、新たな校名をつけてほしいという意見と、あと、実際に統合校の位置になる学校側からすればそのまま校名を使っていきたいという、そういった議論がやはり交錯していきます。その中で、ここの意見としては、稲穂小学校というのは、これまでも旧富岡小学校との統合、旧堺小学校との統合ということがあったわけなのですけれども、富岡という住所の中で稲穂小学校のまま来ているということから言えば、ここの位置が稲穂小学校という建物といいますか、そういった位置の認識もあるだろうから、このまま稲穂小学校としていくことはできないのだろうかというような、そういった御意見がこの文章でございます。

○松田委員

稲穂小学校と色内小学校の統合校の校名につきましては今後検討していくということですので、いろいろ皆さんそれぞれ意見があると思いますけれども、調整する方も大変だと思います。最終的にこの校名につきましては教育委員会が決定するというのを聞いておりますので、いろいろなことを配慮しながら決めていただければと思います。

それで、同じく3校の統合ということでは、塩谷中学校、長橋中学校、そして忍路中学校の例があります。この場合、ここの塩谷中学校、長橋中学校、忍路中学校につきましては、特に忍路中学校の統合時期がまだはっきりしていないということで、時間差の統合であり、当面は忍路中学校の統合時期がはっきりしてから他の校名を決めていくということだそうではすけれども、塩谷中学校・長橋中学校統合協議会の学校づくり部会では、教育活動等の状況や、生徒や保護者の現状認識を把握するためにアンケート調査を実施したというふうに資料1に書かれておりますが、どのような内容でどのような結果だったのか、その点について、アンケート内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

資料1に記載させていただいた「アンケート結果などが紹介され」というところなのですけれども、この前段で、新しい学校づくりに向けて部会の中で議論していく中で、塩谷・長橋両中学校の中で、どういった意見を保護者、生徒が持っているかというところを事前に把握しながら話をしたいという部分もありましたものですから、学校で実施したものでございます。

保護者につきましては、16項目を列挙した中から、新しい学校の特色として入れてほしいと考えていること、又は、今、子供を見て、よくできていると思うこと、不十分だと思うこと、こういった選択肢でやっております。また、自由記述で、新しい学校の教育活動に望まれることということでお尋ねしたということでございます。

生徒に関しましては、保護者のアンケートとほとんど同じなのですけれども、16項目の中で、自分が身につけているもの、また、身につけるべきだと思うものというような観点で選択してもらっております。

その中から特に、例示で挙げさせていただくと、新しい学校の特色として一番多かった保護者の回答としては、国際理解という項目が一番多くなっております。ただ、それほど件数に差がなくて、幅広い知識と教養ですとか、自主及び自立の精神、そういった部分が挙げられているというような報告がこの会でありました。

○松田委員

塩谷中学校と長橋中学校でアンケートを実施したということではすけれども、今後、忍路中学校が統合するときに、協議会などを設ければ、また違う観点からの、アンケート調査を利用したりだとか、塩谷中学校と長橋中学校が統合された後、忍路中学校が統合すると、いろいろ変わってくる部分というのがあると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

アンケートにつきましては、統合協議会の進め方の中で、そういったやり方がいいのかどうかということも一つ

ありますけれども、今回は、報告のとおり、学校で事前に把握したいということでやられた部分で、その紹介があったということでございます。ただ、今後、忍路中学校の部分に関して、またアンケートで同じような形でやるかどうかというのは、今、申し上げたとおり、どのような議論をしていくか、統合を契機にという部分は、統合協議会を設けてその中で議論していくという流れでございますので、その中で一定議論を基に話し合いをして、必要なものは調査なりなんなりという形にはなろうかと思っておりますけれども、今の段階でこうだと決めているものではございません。

○松田委員

◎指定校変更の制限について

次に、先ほどから議論になっていました指定校変更の制限に関して伺いたいと思います。

菁園中学校への指定校変更が見直されたのは、先ほどからキャパシティー、キャパシティーと言っていて、受入れの人数があまりにも多いということから制限されたということなのですが、その制限の内容としては特に部活動についての部分が多かったと思うのですが、この部活動について、前にも塩谷中学校と長橋中学校の指定校変更のところで質問させていただいたのですが、現実には部活動をしているのかどうかということについては調査していないと。だけれども、現実には希望した部活動に入っていないというのが、前にもこういう議論があったと思うのです。これだけ部活動をしたいという方の人数が多いということは、やはり調査すべきではなかったかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

先ほども小貫委員の御質問に答弁した部分なのですが、今年度、53件という部活動の理由の申請でございました。そのうち41件が菁園中学校で、残りは6校12件ということで、学校によっては1件だったり、2件だったり、多いところで5件という形なのですが、今回の制限については、そもそも部活動による指定校変更というものを認めないようにしようとか、そういう趣旨ではございません。また、明らかに菁園中学校とほかの学校との部活動の希望者というのが全然違いますし、とにかく菁園中学校への対策ということで調査した経緯がございまして、全校的に、全市的に、申請どおりに部活動へ入らなかった生徒を洗い出して、その生徒をどうかしようとかそういう趣旨ではございませんので、菁園中学校に限ったということでございます。

○松田委員

それで、自分ではこの部活動をしたいということで申請したにもかかわらず、初めから部活動に入らなかったのか、入ったけれども、やはり自分の意にそぐわなくて途中で退部したか、この点についてはいかがでしょうか、それによって大分意味合いが違ってくると思うのですが。

○（教育）学校教育課長

今回の調査でわかった中では、一度、希望どおりの部活動に入って、その後、変わったという事例はございませんでした。

○松田委員

では、初めから部活動をしたいという申請理由が成り立たなかったと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

申請しに窓口にいっちゃったときと、実際に入学したときとで気持ちの変化があったか、なかったかというのはわかりませんが、結果として、最初から希望どおりの部活動に入らなかったという事実はございまして、ほかの部活動に入った生徒もいました。

○松田委員

部活動による指定校変更については文部科学省でも認めていることですから、教育委員会としては、申請があれ

ば受けたということだと思えるのですけれども、先ほど、札幌など、ほかの地域では部活動による指定校変更を認めていない自治体もあるというふうに聞いたのですが、これについてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今、松田委員もおっしゃったとおり、文部科学省としては、部活動による変更、あと地理的な変更とかは、どこかの市町村においても認められるということで例示されているところでございます。そういったものを各自自治体で判断した結果だというふうに認識しております。

○松田委員

この指定校変更につきましては、学校適正配置という観点ではなく、いろいろな意味合いからあると思うのですが、やはりこの指定校変更について、今回は菁園中学校だけキャパシティの関係でいろいろ制限するということだと思うのですけれども、ほかの学校でも部活動による指定校変更だとかというのが理由としてあるわけですから、今後、調査だとかいろいろ検討することが必要ではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

実際、例えば2人なり1人、その生徒が実際に申請どおりの部活動に入ったかどうかということ調べた上で、では教育委員会としての対応を考えたときに、申請どおりの部活動に入らなければ、申しわけないですが、一回、指定校以外に入ったけれども指定校に戻ってくださいますとか、そういった対応をするということであれば、そういった全市的な調査というのもあると思うのですけれども、その事実を把握して、2人のうち1人は入ったとか、2人とも申請どおり入ったという、そういう結果を押さえたところで、ではどのように生かしていくかという部分からいくと、今回はあくまでも菁園中学校の制限、何らかの対応をしなければならないというところで、調査したところでございます。

○松田委員

今後、いろいろ課題はあると思いますが、要するに、その申請を受けるときに、こういう部活動に入りたいということであれば、きっと入ってくださいねという一言ぐらい言っていただければいいのではないかなと思うのですけれども、次の質問に移らせていただきます。

◎通学路の安全対策について

最後に、通学路の安全対策について質問させていただきたいと思います。

特に冬場の安全対策なのですが先ほどもテレビで、今朝、士別市で登校中の中学生が除雪車にはねられて重傷を負ったというニュースをやっていました。あらっと思っていたときに、また今度、少し時間を置いて、札幌市北区では、登校中の児童の列の中に軽自動車がスリップして列に突っ込んで、4人が重軽傷を負ったという痛ましいニュースが先ほど昼のニュースでやっていました。本格的な冬になったときに、通学路の安全対策というのが非常に大事になってくるのではないかなと思いますし、保護者の方が今、一番心配されるのが、通学路の安全対策ではないかというふうに思います。

それで、学校の再編によって通学路が変化したり、今までの通学の時間が倍になったりして、また、今まで通っていたところが通れなくなったことによって、今、車道と歩道の区別がないだとかという部分があるのですけれども、登下校については交通安全指導員がついているところもあります。夏と冬とでは見守り時間帯に違いがあるのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

冬の通学路の安全対策は、除雪の問題がウエートを占めてくる場所だと思うのですけれども、毎年度、校長会等から除雪要望をいただきまして、雪対策課、教育委員会を含めて協議して、実際に各ステーションで、当該校の担当のところは事前に打合せをするという形でやっております。また、除排雪は、雪の降り方によって対応が違う場合もあるのですけれども、基本的には通学時間帯は避けるというようなスタンスでいただいているところ

でございます。

○（教育）主幹

今の御質問で、指導員の立っている時間が夏と冬で違うのかという御質問でしたが、今、冬も夏も学校の始まる時間は同じでございます。ですから、基本的に、指導員もそうですし、見守り活動をされている方についても、夏も冬も同じ時間だという形で認識しております。

○松田委員

それで、先日の低気圧の襲来によって、市内の全小・中学校が休校になりました。これも通学路の安全を配慮した上での措置ではなかったかと思えますけれども、小樽の場合はおかげさまで、思ったより低気圧の影響が少なく、胸をなでおろしましたが、休校になったことから、結局、2 日間にわたって授業ができなかったわけですけれども、そういった場合の何かの対応とかというのはあるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

学校は指導すべき標準時数よりも多い指導時数で年間指導計画を作成しておりますので、授業時数は確保されているというふうに思っておりますが、各学校においては、今後、インフルエンザ等による事態も考慮しながら、校長の判断により、例えば 3 学期の 5 時間の授業を 6 時間にしたり、始業式の午後も授業をしたりするなど、時数の確保ができるようなそういう取組を行う学校もあろうかと思っております。

○松田委員

あと、スクールバスを利用している場合があるのですけれども、今、インフルエンザという話も出たのですが、そうなると、例えば、全校的に授業が繰り上がりず、一部のクラスだけが学級閉鎖になって、一部の児童・生徒だけが先に帰るということもあり得ると思うのですけれども、その点について、スクールバスを利用している場合は、どのような対応になるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

ある学級だけが午前中で帰るという場合、スクールバスも直営と委託、二つの方式をとっていますけれども、基本的には対応できるように、直営のバスも、ほかの学校で使ったりすることもあります。基本的には対応するというスタンスで委託業者もそういう場合には、ここ何年かはそういうのはなかったですけれども、すぐさま連絡して、できる限り早く帰れるような体制でお願いしたいというふうに思っております。

○松田委員

とにかく、今、天候の変化が目まぐるしく、時には、ホワイトアウトといって、後先が見えないような状態にもなる場合があります。そういったことで、先ほど言いましたとおり、通学路の安全というのは本当に重要な課題になってくると思いますので、その点について、事故のないように、先ほど士別市と札幌市北区の例を挙げましたけれども、そういったことでしっかり配慮していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○（教育）学校教育課長

当然、子供たちが安全・安心で学校生活を送るには、まず登下校の安全確保というのは重要でございますので、特に冬場は雪によって見通しが悪くなったりしてさまざまな危険も出てきますので、関係機関と連携しながら十分対策をとっていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

◎中央・山手地区の中学校の再編について

初めに、先ほどの西陵中学校のことで確認させていただきたいのですけれども、西陵中学校に関するプランについて、検討しているということで私も認識しておりました。先ほどの答弁の中では、菁園中学校の一つ、ほかの二つでどういった形がいいのかという話があったのですが、私の中では、今までの議論の中から、南小樽地区の向陽

中学校も含む、校区を越えてのそういう考えも含めてというふうに伺っていたのですけれども、この辺の確認をさせていただいていいでしょうか。

○教育部副参事

現在の検討の中身におきましては、中央・山手地区を一つの範囲といいますか、そういう地区で考えているところでございます。

○千葉委員

では、新たなプランは、その地区内で考えたもののみ出てくるということによろしいということと理解していいですか。

○教育部副参事

今、検討中でございますので、そこについては幅広くやっておりますけれども、基本的には、今、申し上げましたとおり、中央・山手地区の議論でございますので、そういったことがメインになろうかと考えております。

○千葉委員

次回、また質問させていただきたいと思います。

◎校名変更について

それでは、校名についてです。

手宮地区統合小学校の校名については小樽市立手宮中央小学校ということで、今回、条例案が出されております。あれだけたくさん校名がいろいろ提案された中で、本当に絞り込まれて、また、御理解も得たということで、関係者の方々には本当に御苦勞だったろうなと思いますし、一定程度決まったということで、お喜び申し上げたいとも思っています。

それで、同時期に、平成28年4月に統合される、稲穂小学校と色内小学校、また、長橋小学校と色内小学校については、今、各部会が動いているかと思うのですけれども、先ほど、学校づくり部会で、色内小学校、稲穂小学校の内容について報告がありましたが、「次回の部会で校名についての考え方をまとめることとした」と。前回の当委員会でも、この学校づくり部会の中で、この校名については、「統合校の校名について、稲穂小の校名を使用すべきとする意見と統合にあたり新しい校名とすべきとの意見があり、双方が納得いくよう、引き続き部会で検討することとした」ということで、この間、6月24日に今、説明した部会があって、今回のこの報告は11月25日ということで、期間が結構あいているということで、話し合い状況が手宮で決まっただけで、私としては少し遅れている印象があります。この間、全く開かれなかった理由というのがあるのかどうかについてはいかがですか。

○（教育）主幹

この議論は学校づくり部会の中で今もんでいる話でございますけれども、ここで、校名だけの議論だけではなくて、学校づくり部会の中で、やはり新しい学校づくりという視点も一つあるものですから、そういった部分を踏まえながら、その部会の中で議論していくという経過も今のところございます。その中で、6月から11月という部分はありましたけれども、6月の段階で、稲穂小学校と色内小学校の部分については、それぞれの学校が現状で行っている教育活動の中身の紹介ですとか、そういった部分もありながら、意見をいただきながら、次のステップにという部分も一つあって、今回その部分を紹介しながら、また、次の議題ということで校名の話もしていったという形の中で、前段の資料づくり等もございまして、決して遅いという形では今のところ私どもでは考えていないという状態です。

○千葉委員

それで、校名決定の期限というのは、条例の提案等もあるので、期限的には、いつぐらいまでに提案されなければいけないという時期については、いつになるでしょうか。

○（教育）主幹

該当すれば年度末という部分もあろうかと思いますが、今までの統合協議会の中では、例えば1年を切った統合協議会ですとか、1年ぐらいの統合協議会もありましたものですから、条例の改正的には、開校する前までが本当の期限、リミットなのかと思います。

○千葉委員

であれば、1年あるということで理解してよろしいですね。

○（教育）主幹

校名だけを考えるとそういう形にはなろうかと思いますが、あと、もし校名が変わることになれば、いろいろな部分、例えば校章だったり校歌だったりというのが、校名に由来している部分もありますから、そういった部分のことも考えていかなければいけないかと思います。

○千葉委員

前回も申し上げましたけれども、私としては、5か月全く開かれていないので、学校間の、保護者間ですとか、嫌な確執みたいなものを残すのを防いでいただきたいという話もさせていただいたのですが、丁寧な協議も必要だと思っていますので、その辺はしっかりとまた配慮もお願いしたいというふうに思っております。

◎指定校変更の制限について

次に、菁園中学校への指定校変更について伺いたいと思います。

報告にありましたとおり、菁園中学校のみが実施している部活動はないということがあって、それを理由に変更は認めないという考えであります。小樽市では選択制をとっていませんから、学校は、校区内にある指定校に入学していただくことが、本市の適正配置の計画を進める上でも、また、学校間の偏りを防ぐためにも、必要だと思っておりますし、当委員会の議論の今までの経過からも、今回の判断は、私は評価したいというふうに思っています。

この中で、今回、報告の資料に、部活動を理由として変更した人数が出ていますけれども、先ほど、その理由については調査していないということで、わかりました。平成26年度、41人が変更しましたとなっているのですが、部についてはどのような部だったかということについては把握されているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

こちらで当然、申請の中でどの部というのは押さえた上で調査しておりまして、一番多かったのが吹奏楽部で29件ということでした。

○千葉委員

先ほど話もありましたけれども、今回、この指定校変更の人数が非常に多かったということでこういう措置に踏み切ったということではありますが、以前から2割、3割いるということで、決して少ない人数ではないというふうに私も感じておりまして、やはり印象的に対応が少し遅かったのではないかなと感じているところです。先ほど酒井委員からもいろいろ話がありましたけれども、相談の中には、先ほど話があった、よりレベルの高い、より一生懸命やっている、より強いそういう部に入りたいのだという子供も中にはいます。それで、あくまでも指定校というのは、校区内の学校に通うというのが大原則だというのは、私も理解しているのですが、部活動に関しては、それだけは、何かしらの理由でしっかりと子供の意見も聞いていただいて、こういう理由でこの学校のこの部に入りたいという、そういうことは丁寧に聞いていただきたいなと考えているところなのですが、その辺についてはいかがですか。

○（教育）学校教育課長

まず、部活動による指定校変更の理由としては、指定校に部活動がないというのが大前提でございまして、たまたま指定校には部活動があるのですけれども、隣の学校のほうが強いとか、そういう理由で隣の学校へ行きたいというのは、一切認めていないという部分がございます。基本的には、指定校に通っていただくというのは原則の中

で、キャパシティーが許すのであれば、ほかの学校でも来年度以降、同じような取扱いにしようと思っておりますので、指定校に部活動がなければ、やりたい部活動のある学校には行っていただけるという形でございますが、菁園中学校につきましては、そういったキャパシティーの関係で教育環境が悪化するおそれがあるということでの措置でございますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

○千葉委員

私の言い方が少し悪かったのかもしれないのですが、学校ではなくて、部活動のみで、要は、通う学校は、きちんと指定校に通います、ただ、部活動に関しては、自分の意思だとか将来の夢だとかの中で、バスケットボール部の強いところ、本当にレベルの高いどこことということで、そういう活路を見いだすことも必要ではないかなと思うのですが、その辺の検討とかというのはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

当然、学校生活の中での部活動ということでございますので、基本的には通われている学校での部活動で頑張ってくださいと。ただ、実際、そういう学校を別にしてのということになると、野球とかでよくシニアに入っているという子供もいるというふうに聞いていますけれども、やはりそういった学校部活動とは少し一線を画す場面での対応になるかというふうに考えております。

○千葉委員

指定校変更とは別な枠で、子供、また、保護者の意向もしっかり聞いていただきたいというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

◎指定校変更の制限について

質問に入る前に、皆さんが菁園中学校への指定校変更について触れられていますので、私の意見と要望を少し話させていただきます。

基本的に私としては、教育委員会のこの報告については、この案を基本的に支持というか、このとおりの部分でおおむね支持するものです。というのは、部活動などの部分もありますけれども、教育長がおっしゃったように、指定校に通うことをきちんと大原則として進めるという部分については、そのとおりでありますし、私の経験からも、部活動については、その学校の限られた中で、その部活動を一生懸命行うというのがやはり基本なのだと思うのです。それを、どんどん幅を広げていくと、本当に、なかなかいろいろなところに、例えば中体連の大会に出られなくなるだとか、いろいろなことも出てきますので、そういうところについてはそう思います。

ただ、本当に、一定の制限が必要だというのは、当委員会の中で私も言ってきたことですから、その制限を設けるのはそのように考えますが、その際に、話の中に出ていた、みんなが均等に、こういう部活動に入ると言っていて入らないかという不公平な、そういう方法をとるということは、やはりないようにしてほしいというのは、当然、過去にありましたけれども、それから、今回のそういう制限をするという上で、やはりほかの学校、菁園中学校ばかりが、そこに希望をするというのではなく、地域のそれぞれの学校が、それぞれ特色のある、魅力のある学校を、例えば、吹奏楽部が立派だということもあれば、ほかのところの違う活動、文化祭ですごく一生懸命やっているとかという、それぞれの学校にそれぞれの特徴がある、特色があって魅力がある学校で、その地域の学校に行くことによって不満はないというようなことで、教育環境の整備や施設・設備の整備なども含めて、教育委員会には要望させていただきたいと思っております。

それで、質問に入らせてもらいます。

◎高島手宮地区統合中学校について

一つ目ですけれども、高島手宮地区統合中学校についてお尋ねします。

この二つの学校の統合については、同規模の中学校の統合ということ、それから、小学校を改築して統合を行うという初めての特色を持った統合になると思います。そういう意味では、初めてのことも多いですし、統合協議会などでも準備に非常に手間もかかるだろうと思うのですが、市教委として、そういう初めてのことが多い中での配慮すべきことなどについて、お考えがあったらお聞かせください。

○（教育）主幹

学校の位置が変わるということに関しましては、特に小学校を中学校にということ、中学校の教育活動に支障のないようにということは今までも話しているところですので、その辺はしっかりやっていかなければならないというところがございます。

ただ、同規模なのでという部分につきましては、今、中学校は、塩谷中学校、長橋中学校でもやっておりますし、ほかの小学校でもやっていますけれども、規模が違うからこういうところまでしか、ということはありませんで、それは、統合を機会に、やはり新しい学校づくりという部分の視点もちゃんと話しながら、そういった観点の中できちんと進めていければという形で考えております。

○佐々木（秩）委員

中学校同士ですので、学校の特徴を生かすだとか、生活指導上のことだとか、いろいろなところは、やはり小学校の統合とは話が違ってくると思いますので、その辺のところは御配慮をよろしくお願いします。

それで、統合協議会が発足して、ある意味、本当に、新しい学校をつくる企画準備の作業が必要だと思います。1回目の統合協議会の中で、そのあたりの御意見や御質問、戸惑われているようなことなどについては、意見が出ていたでしょうか。

○（教育）主幹

1回目は発足という会でしたので、そこまで細かな話は出ておりませんでしたけれども、統合実施計画を紹介させていただきました。この中で、この地区は、最終的にといいますか、この統合が完了すれば、小学校が2校、中学校が1校という形の中で、小・中学校の連携という部分を実施計画の中にもうたわせていただきましたけれども、手宮地区小学校統合協議会の中でもそういった話が出ておりますが、今回の1回目では、しっかり小・中学校の連携について議論していければということの意見をいただいているところがございます。

○佐々木（秩）委員

そして、統合協議会ニュースを見せていただきましたが、実施計画の表だと思うのですが、具体的に中を見ますと、制服についての欄のところ平成27年度から、そこだけが点線になっているのです。この点線の意味はどのような意味なのでしょう。

○（教育）主幹

これは、1回目の統合協議会の報告にもありましたけれども、制服の議論を今年度中にしていくという中で、例えばですが、どちらかの学校の制服に来年度から統一していけば、統合時に3学年一緒になる、全員そろうという条件があるので、それでいいよとなれば、そこで議論はおしまいです。ただ、新しい制服を考えていこうということになれば、平成27年度も議論していかなければいけないという中で、この示した中では点線で表したという状況でございます。

○佐々木（秩）委員

ということは、どちらかの制服を選べば、そのところの作業については、そこでカットということになるのですね。

せっかく新しい学校になるわけで、新しい学校づくりという意味では本当に一からやるわけで、制服も新しくと

というのは、たぶん流れとしては、そちらのほうがいいのかなと思うのですが、そういう議論であれば、それはそれで統合協議会の方の議論を尊重したいと思うのですが、その際に、前からお願いしていますが、そこに入る現在の中学生や、これから進学する小学生の皆さんなどの要望や意見もぜひ聞いた上でそういうところを決めていただきたいというふうにも思います。

また、保護者の皆さんから言えば、よく聞いていたのは、制服については、前も話しましたが、値段が非常に高いと。夏服、冬服まで全部そろえるとなると何万円もかかるということで、今のことで言えば、例えば、量販店のものを制服のような形でそろえていけば、非常に安価なものでもつくこともできると。エンブレムを入れるだとかということをやっている学校もあるようです。

ですから、そういうアイデアも幅広く集めてやっていただきたいというふうに思うのですが、これについては、協議会に、そういうアイデアもあるよということで、いつものように、どこかの機会を見つけて提案していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育部副参事

制服については、長橋中学校、塩谷中学校のときも、私どもとすれば、保護者や地域から出ている方、教員に御意見を伺って、その中で決めてきているという経過がございます。その中には当然、費用の問題もございます。それから、新しくなったので、これを契機に新しくしようという話もございました。そういった幅広い意見をいただいた上で決定しているところでございますので、末広中学校、北山中学校につきましても、そういったことを踏襲しながら、場合によっては、委員の方の意見によると思いますけれども、変える前提といえますか、例えば、小学生や中学生の意見を聞いてはどうかというようなことがあれば、そういったことも検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

よろしくをお願いします。

次に、この校舎についてですけれども、以前に質問させていただいたときに、手宮西小学校の校舎の改修については、設計等は来年度からということでしたが、この改修の規模や見直しなどについて、今の段階ではやはりまだということなんでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今の御質問ですけれども、改修の規模については、今、検討中でございますので、まだ示す段階ではないと思っております。

見直しにつきましては、今、委員がおっしゃったとおり、平成27年度に設計をやりまして、28年度に改修工事をやり、29年度に統合ということで考えております。

○佐々木（秩）委員

今、平成29年度の統合までに27年度、28年度でということですが、改修の規模などを聞いたのは、これに小樽市の財源、改修工事のための財源というのはどのように出てくるのか、お聞きします。

○（教育）施設管理課長

改修の工事につきましては、補助事業を導入したいと考えております。補助率については、3分の1程度入るものと考えております。

○佐々木（秩）委員

3分の1ということで、補助事業で行うということ、あと、残り3分の2は小樽市の持ち出しということになると思うのですが、先ほど、大体費用がどれぐらいかとか、規模とかということ聞いたのは、いろいろ見ていきますと、その3分の1に含まれるのが、対象の工事費が2,000万円から2億円の間というふうに出ていたのですが、この枠の中に大体当てはまる工事になるということでしょうか。

○（教育）施設管理課長

規模につきましてはまだ見えておりませんので、金額がどこまで上がるかというのは、今、答弁できる内容ではございません。

○佐々木（秩）委員

2 億円を超えるという場合も、超えた部分についてはその 3 分の 1 に入らないで、小樽市独自の予算ということになるということで押さえていいですか。

○（教育）施設管理課長

2 億円を超えた場合については、起債若しくは単費という形になると思います。

○佐々木（秩）委員

この地区は、先ほどからも議論の中で出ておりましたように、北山中学校、末広中学校のほか、旧祝津小学校、北手宮小学校の校舎もこの後あいてくるということになってきます。やはり何らかの跡利用その他についてのことを考えていかなければなりませんし、これまでの議論の中で、年間 1 校当たり 200 万円程度の維持費もかかるということになっています。こうなると、いろいろな校舎のことを考えていく上で、やはり解体撤去というのも方策の一つということになると思うのです。そうした場合の費用は大体どれぐらいかかるのか、また、こういう場合の財源というのはどのようにしてくるのかなというところが心配になるのですけれども、よくお聞きする、解体撤去到過疎債というようなものは使えるのかというようなあたりについて、今のところの様子をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

跡利用ということで、先に答弁させていただきます。

今、御質問いただいたのが解体費用ということで、昨年第 3 回定例会でも御質問いただいております、学校の取壊しの費用について、閉校後の部分なのですが、やはり学校の規模や場所などによって状況が違う、一概に幾らというふうには言えませんが、手宮地区統合小学校の例で、3 校まとめて、今、新しい校舎が建ちましたけれども、手宮小学校の旧校舎の取壊しの目安が、概算になりますが、約 1 億円というふうに聞いております。それから、その場合の財源につきましては一般財源になるかと思っております。

○（財政）財政課長

解体撤去到過疎債が使えるかどうかという御質問ですが、まずその前に、起債の制度という形で答弁させていただきたいと思うのですが、起債制度といたしましては、法律で認められている以外は、起債は建設事業に充当されるものでございまして、その後の施設整備が伴わない解体撤去のみというものでは起債対象にならないという形でした。ただ、今年度から、公共施設等総合管理計画をつくりなさいというような形で総務省から言われておまして、それをつくった場合には、その計画に基づいて施設の解体撤去により除却をやっていく場合には、一般単独事業債というメニューの中で起債することが認められるようになったというのが、今回の部分の国の動きでございます。

では、過疎債についてはということで申しますと、過疎債のメニューは、施設の建設に係るハード事業の部分と、過疎地域の自立促進に資する事業をやる場合のいわゆるソフト事業に対するもの、ソフト分というものの 2 本立てになっておまして、そのうち過疎ソフトの部分については、この解体撤去の費用というのは、ソフト事業の対象という形で認められているところでございます。ただ、ソフト事業につきましては、事業費が増えたら、事業をやったら幾らくれるというような制度ではございませんで、地方交付税の基準財政需要額に一定の率を掛けて借入れの限度額が決められるものでございまして、仮に解体撤去の費用が増えたとしても、その見合いが借りられるというような制度にはなっておりません。

○佐々木（秩）委員

なかなか難しいのですが、要は、過疎債ソフト事業でできるのだけれども、過疎債ソフトについては、全体で小樽市について枠があるというわけですね。その枠の中でやることになるので、これにばかり使ってはられないだろうということですが、今、小樽市の場合、その枠の中の使いぐあいというのは、余裕があったり、これを使うという枠の余裕はあるのですか。

○（財政）財政課長

平成25年度の例で申しますと、全体で2億3,000万円程度の額を示されておりまして、事業内容としては、一番大きいのはふれあいパスなのですけれども、そのほか、街路灯の助成や維持費などに出しておりまして、ほぼ全額使いきっております。

○佐々木（秩）委員

全額使われているということで、例えば、このために使うということは、今のところ難しいということなのだと思います。

そうすると、本当に解体撤去ということをもしやろうとすれば、小樽市は今のところ、起債して、要は単独でやらなければならないということだと思いますので、そういうことであれば、やはり年間200万円の維持費をかけて全部いつまでも抱えていくというわけにはいかない。しかし、壊すとなるとお金がかかるということであれば、本当にどうしていけばいいか行き詰まってしまう話になってしまうのですけれども、小樽市独自でやっていくというのは難しいと思いますので、やはり、こういうところで過疎債の枠を広げてもらうだとか、単独で何か違う補助を求めるみたいなことを国に求めていく必要があるのかなと思います。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○（財政）財政課長

過疎債の関係につきましては、先般、総務省によるヒアリング調査がありまして、総務省であちこちの自治体に行って、この辺の過疎債の状況をヒアリングしたりしているのですけれども、その中でも、全国の自治体から、本市もそうですが、ソフトではなくハード事業の対象に、この解体撤去してくれというところは、声が上がってきているところでございます。それに対して、総務省としては、老朽化とか遊休施設については、地域のニーズとして、今、このように古くなってきて、直していかなければならないという部分や、壊していかなければならないという部分がございますので、そういうことは大変重要なので、必要な施設数や必要額を定量的に把握して、対象事業について検討していくことも考えられる、というような認識を示しているところでございます。

ただ、私たちとしては、今、委員がおっしゃったように、単にハード事業の対象が拡大したとされても、全国の枠そのものを、この見合いを確保していただかなければ、結果として過疎債の充当ができない事業が出てくるという事態が生じてきますので、対象事業はもとより、過疎債の必要額の確保がなされるよう、これまで要望してきておりますが、引き続き、これについては国に要望していきたいと思っておりますし、極論を申しますと、過疎債に限らずなのですけれども、施設の除却については、何らかの国の財政措置、財政支援がなされるような形で、全国市長会などを通じて要望はしてまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

わかりました。わかりましたけれども、議会としてもやはりそういうのは要望していくという必要を感じました。

◎統廃合予定校の地震等災害対策について

次に、統廃合予定校の地震等の災害対応について伺います。

1981年に建築基準法が大幅に改正され、学校の耐震性が強化されてきましたが、それ以前の建物は震度6以上の地震で倒壊する危険性があるとされて、小樽の学校の建物はほとんどがその昭和56年以前の建物となっております。そういう中で東日本大震災が発生して、学校の耐震化について、それ以降、予算を投入してきているのですけれども、その成果で耐震化率は非常に上がっていますし、そのための耐震診断の実施率も全国で99パーセントに達して

いるというふうに報道されておりました。しかし、やはりそれでは全部の学校が100パーセント安全だというようなところには、そう簡単にはたどり着かない。現実小樽の場合は、そのパーセンテージも出ていましたけれども、統合検討中の学校については、現在、耐震診断もほとんど行われていないのが実情ではないかというふうに思います。やはりいろいろ地方自治体が、国庫の補助金が出ることは出るのですが、残りの事業費は地方自治体の負担ということになっている関係もあって、いずれ閉校になる学校に対して多額の経費を使うというのはどうかという部分については、やはり考えなければならぬところであろうというふうに思います。そういう意味で、統合ということと耐震化というのは非常に大きく密接に関係しているので、そこのところを尋ねさせていただきます。

以前、市教委の行った学校の耐震化優先度調査というものがありました。ホームページでも出ておりましたけれども、優先度ランクの高い学校で、いまだ耐震診断や工事が行われていない学校名と建築年を示してください。

○（教育）施設管理課長

上位3校ということで答えさせていただきたいと思います。

最初が松ヶ枝中学校の校舎でございます。こちらは昭和31年の建設になっております。次に、緑小学校が45年の建設になっております。もう一校が末広中学校の校舎で、55年の建設となっております。

○佐々木（秩）委員

ホームページにも出ていましたけれども、この結果だけで耐震性能が低いという、今も地震が来たらすぐ崩れるのだということではないというふうには思うのですが、やはり危険度が高いということについては間違いがないことだと思うのです。当然、この統合や移転が終わって全部ちゃんとなってから災害が来るというふうには限らないわけで、いつ災害が襲ってくるかはわからないというのは、この前の東日本大震災でも経験したことだと思います。

今、挙げていただいた三つの学校は、あとどれぐらいこの校舎を使用することになるのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

松ヶ枝中学校でございますけれども、今、統合の予定に入っておりますので、こちらの校舎につきましては、おおむね5年程度使用する形になるのではないかと考えております。

次に、緑小学校の校舎でございますけれども、平成30年4月1日に統合予定となっておりますので、あと3年3か月使用になるということで押さえております。

最後に、末広中学校の校舎でございますけれども、こちらは29年4月1日の統合ということで予定しておりますので、2年3か月の使用ということになります。

○佐々木（秩）委員

この期間に本当に何も大きな地震等がなければ幸いですが、やはり少しそういう心配があるというふうに思います。

それで、念のために聞きますけれども、この三つの学校について、耐震化の工事や調査は、するという考えはもうないということですね。

○（教育）施設管理課長

あくまで予定ですけれども、内容が決まっておりますので、耐震化の診断についてはやらないということで認識しております。

○佐々木（秩）委員

ということであれば、この三つの学校について、そういう意味では、まだその中で児童・生徒が暮らしていくということを考えると、やはりきちんとそれ相応の準備などをしておかなければならないだろうというふうに思います。

私も非常に心配なものですから、この三つの学校で、教員をはじめ何人かの関係する方に話を伺って歩いたのですけれども、一番心配だったのは、もうこの学校は使わなくなるのだから、少しぐらい傷んできてもお金をかけ

るのは無駄だからというふうになって、そういう扱いを受けているのではないかということを実は心配したのです。それで聞いたのです。そうすると、この三つの学校については、施設・設備については本当によくしていただいているのだと、たぶんほかの学校よりしてもらっているのではないかというふうにお答えをいただきました。それで、やはり学校の老朽化も進んでということなので、予想以上にそのようにしていただいている非常に感謝しているというお答えをいただきまして、この場をかりて、皆さんにかわりまして本当にお礼を言いたいなど。

(「ああ、そうなんだ」と呼ぶ者あり)

やはり、通っている児童・生徒は今しかないわけですから、そういう意味では本当に、毎日通う環境を整えてあげたいという思いでやっていただけるということについては感謝したいですし、そういう同じ思いを持っていただいているということを実にうれしく思いました。これについては本当にありがとうございます。

(発言する者あり)

それで、先ほどお聞きしたように、基本構造にかかわる部分で耐震化工事をしろというふうには、さすがに私も言えません。ただし、やはりそこで、設備、地震の際に、例えば天井関係のもの、児童・生徒に何かそういうところで危害が加わるような、そういう部分の設備についてだとか、過去の防災マニュアル等でこの耐震性の低さを考慮した部分というのはあるのかどうか、例えば、日常の部分で、それから、学校の避難訓練が行われるときのその中のマニュアルその他について、それを意識した訓練等は行われているのかどうかお聞きします。

○(教育) 施設管理課長

構造体以外の耐震補強につきましては、体育館の照明器具の落下防止ですとか、教室などにあります棚、ロッカー一類の固定ですとか、そういうものを現在、進めているところでございます。

○(教育) 学校教育課長

日常の部分ということで、学校の避難訓練等でございますが、特段、この耐震性の低さを意識しての訓練を行っているわけではないのですけれども、日ごろから、防災の意識としては、できるだけ早く避難するということを念頭に置いて訓練を行っているというふうに聞いております。

○佐々木(秩) 委員

できるだけ早くという訓練は、本当にこれについては、ここの学校のことだけではなく、全校にわたってそういう訓練をしていますけれども、例えばこれについては特に確認しておきたいと思うのですが、私が議員になってすぐ、当委員会でも、特に緑小学校については、囲い込みの工事は行われているものの、アスベストがまだ天井に大量に残っている状態だということで、それが万が一、震災の際には、ビニールですから、破ればアスベストなどが降ってくるというようなことも出てくるだろうということで、マスク等の配備などもお願いしていたのですけれども、それについて、現状の防災の対応というのはどうなっているのか、緑小学校についてお聞かせください。

○(教育) 施設管理課長

マスクの配備についてでございますけれども、学校にも聞き取りをさせていただきまして、要望を聞きましたが、教室に常設して、災害時に短時間で装着させるのは困難だということで、学校からも聞いております。

それから、天井を突き抜けて破れるのではないかという御心配なのですけれども、コンクリートの破片が地震で崩れて落ちてくるという状態になりますと、それ相応の大きさのものが落ちてこない限りは天井が破れるということはないと思っておりますので、危険性としては、天井が破れる危険性は少ないと思っております。

○佐々木(秩) 委員

構造材の部材が本当にそのまま、大きいまま落下するということは、少ないかとは思いますが、行ってみればわかりますが、それぐらい大きいものが落ちなくても、本当にもろいと思うのです。ですから、その認識については異論があります。検討をお願いしたいと思いますけれども、グラウンドに避難した後に、校舎に戻る際、大急ぎで、できるだけ早くグラウンドに出ました、地震がおきました、校舎に戻るという際に、やはりそうい

う校舎、ここの三つとも、その段階ではまだひび割れ等が若干あるぐらいで、おそらく大丈夫だろうと思って簡単に戻ってしまうと、その後、もう一回、余震があったときに、崩れてしまう、いきなり崩れてしまうというようなおそれもあると思います。そういうのに備えるために、やはりほかの学校よりは念入りに、少し児童・生徒を入れる前に点検するだとか、改めてその後、専門家の点検というようなものが必要だというふうに思うのですけれども、これを最後に聞いて終わりたいと思います。

○（教育）施設管理課長

被災時におきましては、学校の管理者から、被害状況について報告していただくことになっております。その報告の状況によって判断していく形になると思います。被害の状況によっては、専門家である建築家に現地を確認していただくというのは当然のことだと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎指定校変更について

るる指定校変更について質問がありましたので、私も若干触れさせていただきたいと思います。

先ほど教育長から御答弁いただきましたので、それ以上のこともないですし、制限については、私も以前の当委員会等で、一定のそういった方法がないのかということをおっしゃっていただきましたから、仕方がない措置ではあるのかなとは思っているのですけれども、そのやり方です。今回、資料が出されていますけれども、これまで、平成24年度入学で申請どおりの部活動に加入しなかった生徒が68.8パーセント、25年度入学で72.2パーセントとなっている中で、今回、多くなったから、ばすつと切り捨てられると、酒井委員がおっしゃっていたように、そういった不公平感も出てきてしまうということは事実だと思います。

ですので、1点質問させていただきたいのは、これまでの事務処理についてはどのようにされていて、もっと早くから取り組めたのではないのか、そして、その事務処理の方法に問題があると思いますので、今後、要綱も書き直すということですから、どのように生かしていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今までの申請、特に部活動の場合ですと、申請書に、指定校にはやりたい部活動がないので、例えば菁園中学校にしたいということで、当然、その指定校に部活動があるかどうかというのはこちらでわかりますので、まずそこをチェックした上で、確かに指定校にない部活動に入りたいという希望だと、そういう申請だということで、それは性善説というか、そのような希望なのだということで、要綱に照らすとそれは合致しますので、許可してきたという形でございます。今後、菁園中学校につきましては、部活動の申請というのは認めないという形でございます。ほかの学校では認めるという形でございますので、指定校に部活動がない場合、当然、基本的にはこれまで例外措置がどんどん肥大化してきたという、そういった部分では、我々のこれまでの対応も、脇が甘かったという指摘があれば、それはそのとおりでということも反省もしていますし、今後やはり、まず基本的には指定校に行ってくださいと。ただ、こういう理由があるのかという部分は、きちんと制度を理解していただいた上で申請していただくということは徹底していきたいと考えております。

○安齋委員

先ほど千葉委員からも御質問がありまして、平成26年度入学で部活動を理由とした変更が41人であったと。その内訳として吹奏楽部が21人ということでありました。これまで委員会等で質問させていただいたところ、ほぼ大半が吹奏楽部だったというふうに考えてはいるのですけれども、今回、半分がそのほかの部活動ということで、これについてどういった部活動のものか、また、それがどうしてほかの学校にないのかということもあわせてお聞かせい

ただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今年度の41人のうち、私の発音が悪かったかもしれないのですけれども、吹奏楽部が29人でございます。そのほかの部活動としては、サッカー部が2人、ソフトテニス部が3人、卓球部が5人、陸上部が2人という形でございました。

○安斎委員

済みません、失礼いたしました。29人だったということで、やはり吹奏楽部のほうが多かったということですね。この29人のうち、どの学校の子供が一番多い状況なのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育課長

この吹奏楽部の29人の中で一番多い学校としては、向陽中学校でございます。

○安斎委員

向陽中学校が多いということですね。向陽中学校から、今回、新たに制限をかけるといった段階で、ほかの学校にあればそちらで対応していただきたいということだったのですけれども、これまで向陽中学校の子供たちには、ほかの学校もあるよとかそういったことを言わなかったのか、それとも、やはり菁園中学校のほうが近いから、それを受け入れていたのか、それをお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育課長

まず、基本的に、指定校に部活動がないといった次の段階では、当然、通学しなければならないというのがございますので、隣接校というところで見ただけで、それが隣接校であれば、特段、ほかの学校もあるというような紹介はしておりません。

○安斎委員

済んだ話なので、ここはあまりほじくり返して聞いたところで、何も出てこないとは思うのですけれども、今後、そういった事務処理の部分をしっかりしていただきたいと思います。

それで、要綱と、学校や子供たちに対しての通知の部分について、今後、どのようにスケジュール感を持っているか、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

要綱の改正は年内に行いたいと考えています。実際の通知は、新年早々に校長会議がありますので、やはり校長会議の中で十分に校長に教育委員会の趣旨を話して、確実に、特に小学校6年生の保護者の方には届くようお願いしたいと考えております。

○安斎委員

部活動を理由とした変更が多いということはもちろん、教育的な理由が多いということもありますけれども、うれしい悲鳴というか、菁園中学校に対して行きたいと思ってくれる子供たちや保護者がいるということ自体がまだいいのかなと思っております。やはりそれを全市的に、そういった行きたい学校、行かせたい学校をもっと早い段階でつくっていかなければ、たぶんほかの学校でもまた同じようなことが起こってくるのではないかなと思いますので、適正配置はやはり住民の合意とともに、いい形で進めていっていただきたいというふうに思います。

部活動に関しては、私は、石山中学校に入学したときは野球部に入りたかったのですけれども、野球部がなかったのです。そのときに、ないからほかの学校へ行こうかと考えずに、仲間たちと一緒に野球部をつくったということもあって、やはりそれぐらいの気概がないと、強い学校の部活動へ行ったら、そこでまたさらにレギュラーを勝ち取るということはなかなか難しいのかなというふうにも思います。今回、制限されて、大変残念に思っている子供たちもいますけれども、部活動がある学校に行けたり、行かなくても新たにつくったりして、ぜひ、そういった強く生きる力を持った子供たちを育てていく学校経営をしていただきたいなと思います。

◎中央・山手地区の中学校の再編について

次の質問に移りますが、先ほど来、菁園中学校との関係で、西陵中学校の話もありましたので、若干触れさせていただきます。

松ヶ枝中学校、菁園中学校、西陵中学校の 3 校を 2 校にするという前期計画の中での話なのですが、今までの計画の中での生徒数、学校の規模の数字と現時点での数字、さらに、予想していた統合時の数字にどれぐらい開きがあるのかをお聞かせいただけたらと思うのですが、ございますでしょうか。

○教育部副参事

そういう一連で集計していないものですから、今、私どもがお答えできるのは、平成26年5月1日現在で、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の26年度の推計と実数とございますか、実際の数、これぐらいしかないものですかとお許しいただきたいと思いますが、西陵中学校については、適正化基本計画の中では216人という数字で推計しておりましたが、実数では167人。菁園中学校については274人と推計しておりましたが、実数では378人。松ヶ枝中学校については204人と推計しておりましたが、実数では168人。こういう数字になっております。

○安齋委員

先ほど、今後の推移を見させていただいたのですが、西陵中学校と松ヶ枝中学校に関しては、それほど増減がなく推移していくのだというふうに取りました。さらに、西陵中学校がある富岡地区は、今、分譲住宅がかなり建っていて、若い世代、子供がいる世代が多く住み始めているというのも聞いています。松ヶ枝中学校の校区である最上地区も、市営住宅があつて、ここにも若い世代が結構入っているという話を聞いておまして、この3校に関しては、やはりそれほど増減しないで進んでいくのではないかなと思っています。

何が言いたいかといいますと、先ほど、プランをいろいろ考えられているということでしたけれども、そんなすぐに適正配置をするべき地区なのかなと思っています。というのは、無理やり3校から2校にしていくのかなと、であれば、もう少し推移を見守って、3校のままいて、小学校の再編が落ちつく平成30年、そこら辺でもたぶんそれほど変わらないと思いますので、後期計画がこれから進んでいくと思いますので、後期計画を進めるときに、たぶん若干とかいろいろ数字が変わってくると思いますので、新たに後期計画を練り直す中で、全市的に新たなプランを考えていくほうが、ブロックで考えるよりもいいのかなと思うのですが、この考えについて、どのようにお答えいただけるかわからないのですが、お聞かせいただけますでしょうか。

○教育部副参事

ほかの地区に比べて生徒数が少ないだろうというのは、これまでも推計とございますか、減り方が少ないと言った方がいいのでしょうか、そういうことはおっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、中央・山手地区については、小学校を先行させているといったこと、まずそれをきちんと確定させるということが私どもの仕事だというふう考えています。

それから、その上でどうするかということですが、まだ全体の、後期というおっしゃり方、後期計画というよりも、後期の再編をしていくということになると思いますが、そこをどう今後、最初の計画との乖離とございますか、今おっしゃった部分では、そういったものがどうなっているかというのを再精査して、変える必要があるのか、ないのか、そこら辺は検討する必要があるのだろうというふうに思っております。そういった中でですが、今、言えることは、この地区の3校を2校にするという中の総体の数の中では、今の推計でもまだ減り方が少ないとはいえ、まだ枠内におさまっているということもございますので、計画の範囲内であろうというふうに思っております。

○安齋委員

その上で、今回、先ほどの話に戻りますが、指定校変更には制限をかけるというのも大英断だったというふ

うに考えています。このまま希望を受けながらずっと、先ほど小貫委員から、13学級なら受けられるのかとかという話もありましたけれども、受けられるだけ受けていくと、やはりいろいろなところにひずみが出てきてしまいますので、ある一定のルールは必要なのではないかなと思います。ただし、やり方には少し問題があったところもありますので、そこについてはぜひ見直して進めていただきたいというふうに思います。

◎通学路の安全対策について

次に、通学路の安全対策なのですが、先ほど松田委員からもありまして、除雪うんぬんというところでかなりいろいろ問題があります。これは統合に関してでなくても、常日ごろから、子供たちの通学路に関しては、除雪の問題しかり、交通の問題があると思っております。

手宮地区小学校統合協議会の中で、除雪にかかわらず、通学路に関して保護者等に集まって見てもらったというところがあると思います。その中で、私がいただいた御意見としましては、そういった担当の人や教職員、保護者が地域で見たけれども、やはり降雪期の安全確保が大事なので、ぜひとも市の所管の人や警察の方にもそういったところと一緒に見ていただけないだろうかという御意見をいただきました。これに関して、まず、来年、降雪期にもう一度視察があるということですので、その点、御留意いただけるのか、それとも、それを見た後に連携するよう何か形をとるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）主幹

どのような形でということ、内部で検討していく部分はあるかとは思いますが、実際に雪のない時期に1回、確認作業を行っておりますが、ここにも保護者や地域の方、町会からも出ていただいているということでやっております。降雪期にもやはり確認しないと、という状況にはなっておりますけれども、その段階で、今、委員がおっしゃった形の部分は、意見として、私どもにはないところでございます。

警察という部分につきましては、不審者情報ということで携帯電話でもいろいろ出ているかと思うのですが、そういった観点と今の除雪という部分につきましては、今も、現在の校区の中で、除雪要望というのは、校長を通じて集約しながら関係機関にお願いするという形をとっておりますので、また、この除雪、降雪期に状況を見て、必要に応じて関係機関に話をしなければならぬだろうという形では考えております。

○安齋委員

その点が統合協議会の委員の中で、あまり情報が共有されていなかったもので、そういった心配がありましたので、今後、開かれる際には、ぜひそういった旨も伝えていただいて、しっかり連携をとって、安全対策を講じていただきたいなと思います。統合協議会に関してではなくても、全市的に今でもそうなのですが、やはり通学路の安全、除雪に対していろいろ御意見をいただいておりますので、統合協議会を機に、いろいろ情報をブラッシュアップしていただきたいなと思っております。

◎高島・手宮地区の学校再編について

手宮地区に関連して、今回、校名について議案で出されていますけれども、今後の進捗について改めてお聞かせいただきたいのが、校歌や校章というのは、現在どういうふうに進捗していて、いつごろまでに決めていかなければいけないスケジュール感を持っているのかをお聞かせいただけますか。

○（教育）主幹

校名の決定というのは今月という形になりますので、その後、校章、校歌、また、どうしていくかといった部分については、統合協議会で一定の御議論をしていただいているという形になってこようかと思っております。ただ、スケジュール感につきましては、平成28年4月の統合ということですので、それに間に合うような日程でいかなければならないですけれども、その手法的な部分も、今、校名が決まりましたので、年が明けてからまた御議論いただきますが、直近の小樽の事例という、望洋台中学校になってこようと思うのですが、ここにつきましては、校歌の歌詞と校章のデザインを募集したという経過はありますが、募集時期が統合前の12月の頭から年明け1月の中旬

という日程でやっていったところでありますけれども、時間的にはそこまでかからないように進めていければということでは、現在、思っております。

○安齋委員

予算も限られていることですが、暗いニュースが多い中で、やはり新しい学校をつくって、小・中学校の連携、さらには同じ地域に高校もありますから、そのようなこともグランドデザインにありましたので、手宮の新しい学校をつくって、地域で新しいコミュニティが生まれて、そこで子供たちをいい教育環境で育てられるというのはいいことなので、ぜひともその点を御考慮いただきながら、校歌は大黒摩季にお願いするとか、そういう……

(発言する者あり)

何かそういう明るい話題もぜひ提供していただきたいなと思います。

そのまま高島手宮地区統合中学校についての質問に移りますけれども、手宮地区統合小学校では、新たにグランドデザインをつくっている学校づくりをどうするかというところを議論されていったところではありますが、統合協議会についての今日の報告を聞いていると、グランドデザインを作成しないということらしいです。この小学校と中学校の進め方の違いについて、まず御説明いただけますでしょうか。

○(教育)主幹

まず、委員がおっしゃるとおり、手宮地区小学校統合協議会の中では、4校が統合するというので、まずベースになる部分を議論しましょうということで、グランドデザインを作成していますけれども、これは小学校と中学校の違いといいますか、ほかの統合協議会では、グランドデザインというような決め方からの入りではなく、先ほど来、話が出ていましたが、当然、両校のいいところは残して、また、統合を契機に、新たな部分でプラスアルファという部分も考えていかなければならない、そのような流れで進めておりますので、ただ、この地区の中学校でグランドデザインを決めないということを決めたということではありません。現状ではまだそこまでの議論に至っていないですけれども、グランドデザインについては、手宮の4校の統合に際してだけ今なされているという状況でございます。

○安齋委員

今後、統合協議会で議論されるということですので、その進捗を見守っていききたいなと思います。

手宮地区に関連して最後に質問させていただきますが、統合に当たっては、今回、4小学校を一つにするということで、小樽市内でも例がなく、大変難しい状況なのかなと考えています。手宮小学校、手宮西小学校、北手宮小学校の児童たちが一緒になるということも難しい、さらに今度は色内小学校の児童たちもとなると、そこでどのように連携していくかというのは、なかなか難しいところではあるのですが、先ほど来、一定の学校規模を担保して子供たちの教育をよくしていくのだということが今回の学校適正配置の一番の目玉というか、中心になっているところだと思います。私も同感で、そのためにもやはり再編は進めていってほしいなとは思っていますが、いかんせん中央のほうに行きたいという子供たちが多かったりして、色内小学校の児童たちが、果たして一体どれぐらいの数が手宮地区統合小学校に行くかということが結構不安視されていまして、それ次第で、せっかく一緒になったのに手宮地区統合小学校では1学級にしかならないとか、そういう事態が予想されてしまうのかなと思うのですが、その不安になる声について現時点でどのようにお考えになっているか、お聞かせいただけますか。

○教育部副参事

今おっしゃった課題といいますか、新しい学校に対する不安といいますか、新しい学校なのでよく見えないといったことがあるのだらうと思います。今後、現状の手宮も含めて、一つは新しい学校を見ながら4校で交流していく事前交流事業、そういったことをやっていって、新しくできるのは平成28年4月ですけれども、一定程度仲よくなれるという子供がいるとか、友達ができそうだとかいったような面からまず一つは不安を取り除くということ、もう一つは、何回も申し上げていますが、グランドデザインをつくったりする中で、保護者の方からすると、どう

いった学校になるのでしょうかということについては、今後、統合協議会の中で新しい学校づくりというのをやっていますので、そういったものを御理解いただいて、新しい学校になるのですといったことを皆さんにわかっていただくということが大切かというふうに思っております。

○安斎委員

先ほど、中央・山手地区ブロックでは、そのブロックの中で考えて、これからどのようなプランがいいか考えていくということでしたけれども、それも大事なのですが、やはり隣接するブロックにも少なからず影響してくると思いますので、今後どのように進めていくかわからないですけれども、手宮地区統合小学校に行きたいのだというような学校になっていただきたいというのが私の一番の考えです。それが、菁園中学校と一緒に、あの学校に行ったらこんな教育だったりこういうことができるのか、そういったどんどん新しいいいものを発表していったらいいなと。鈴木委員もおっしゃっていましたが、統合して何のメリットがあるかというのをなかなかまだわかりきれていないということがありますので、いいところはどんどん発表、アプローチをしていただきたいというふうに思います。

◎統合後の学力向上の取組について

最後に、統合に当たって児童が交流して、そういったいろいろな不安を取り除くということではあるのですが、この前の予算特別委員会で全国学力・学習状況調査について私も質問させていただいたのですが、やはり学校によって、あってはならないのですけれども、それぞれ学力にばらつきがあると。その中で統合すると、児童同士の関係はいいかもしれないのですが、授業の中でやはりいろいろ課題が出てくると思います。そこまで理解していたものが、ほかの学校から来た子供はもっと理解していて、授業についていけないというようなこともありますので、その点について、これまでこの学力の部分で、統合した学校ではどのように取り組んできて、今後どのように取り組んでいかれるか、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

子供たちの学力の状況については、まず一番大事なのは、子供一人一人の学力の状況がどうなのかを把握することだと思います。この学校から来たからできるだとか、そういうのではなく、一人一人の学力はやはり違いますので、それをきちんと把握するために、全国学力・学習状況調査のみならず、CRT、標準学力検査や、チャレンジテストなど、そういうさまざまな調査を基にして、まず子供たちの学力の状況をしっかりと教員が知ることが大事であろうと思います。それに応じて、これまで、指導方法工夫改善の加配によるチーム・ティーチングや習熟度別少人数指導、それから、樽っ子学校サポート事業による放課後学習や長期休業中の学習などを通して、児童・生徒一人一人に応じた基礎学力を高める取組、そういうものを行っております。

○安斎委員

ただ、チーム・ティーチングなど加配に関しては、一定の学校規模がないと、なかなか認められないというか、導入できないということがありますので、やはり一定の学校規模が必要になってくるのだらうと思います。でも、その段階で、統合してからそのようになるのかというと、そうでもないで、やはり統合前に、現状をしっかりと把握して、児童同士のばらつきがない、できる、できないはあると思うのです、一生懸命やっても、ただ、基礎学力に関しては最低限しっかり見ていかなければいけないですし、そこまでちゃんと子供たちも勉強できるというふうに思っていますので、その点は、ぜひ指導室が率先して指導して行ってほしいと思うのですが、これについてお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

やはり、指導方法工夫改善による加配を受けたチーム・ティーチングや習熟度別少人数指導において子供たち一人一人に確かに学力をつけるということはできると思いますし、また、それによって、今度は学校が、その授業が果たしてよかったのかという、校内研修を活性化させることによって、また教員の授業力を高めることにもつな

がっていくものと思います。今、学校においては、各学校で定着目標というものを決めて、それに向かって進んでいこうということ、そういう取組が今、行われつつありますので、そういうことを強化していきながら、委員がおっしゃったような不安も解消していきたいというふうに思っています。

○（教育）指導室長

先ほど来、手宮地区の話ということで、私もあの地区で生まれてきましたので、教育委員会として今まで小樽の課題をたくさん言ってきました。学力のこともそうですし、例えば携10運動などもそうです。あの地区だからこそできることということで、当然、鉄道もありましたので、ふるさと教育というかそのようなこともありますでしょうし、高校もあります。そのつながり、連携という部分もあります。そのようなことを一身に背負った学校をやはりつくらなければ、我々の仕事というのは始まらないのかなと思っています。そのことをしっかりとアピールできるようにしていく中で、学力というのはやはり中心ですから、この辺は何としてでも課題を解決しなければならぬかと思っております。

○安齋委員

最後になりますけれども、指導室長から強いお言葉をいただきまして、それをぜひ統合協議会なり、ほかの地域住民の方、また、保護者の方に共有していただいて、ともにつくっていくのだというような形で、地域全体でいい学校をつくっていただきたいと思っております。学力が下がったと言われるかもしれませんが、小樽からは北海道大学にも行っている、京都大学にも行っているというような優秀な、学力が全てではないのですが、そういった大学で言えば優秀な子供たちも育てていますので、子供たちは何も悪くなく、やはりそこをしっかりと指導できる教員たちに一生懸命やっただくことがこの適正配置のもう一つの目玉だと思っておりますので、いい教育環境をつくるのと同時に、いい指導者をこの適配を含めてつくっていただきたいと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時42分

再開 午後 4 時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、陳情第282号及び第291号は採択を主張して、討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

中央・山手地区では小学校を先行させて、その後で中学校の統廃合に取り組むとしていました。現在、小学校の配置について、ほぼ固まりつつあります。そういう現状において、市民との約束である新しいプランの提示が行われないばかりか、方向性すら示せていません。陳情提出から3年がたちます。西陵中学校を存続させる決断を求めます。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

答申を出した小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の議論では、小規模校を機械的になくすことに警鐘を鳴らしていました。その議論を無視し、小規模校だからといってなくすことは、すべきではありません。

現在、地域の活性化対策として学校の存在に光が当てられています。地域のよさを生かした教育の実現が求めら

れています。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を主張します。

さて、議員の任期は、最後の 1 回の第 1 回定例会を残すのみとなりました。これらの陳情もそれまでの継続審査のままでしたら、審議未了となってしまいます。議会への陳情は、憲法で定められた請願権に基づくものです。主権者である市民の願いについて、負託を受けている議員が妥当かどうかを判断して、行政に迫ることが議員の役割です。市長や教育委員会への要望ではなく、議会に提出された意義を十分に考えていただき、皆さんに採択を呼びかけまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第 282 号及び第 291 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。